

第九回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和二十五年十二月八日(金曜日)午後四時十五分開会

本日の会議に付した事件

地方公務員法案(内閣提出衆議院送付)

○委員(岡本愛祐) 地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員法案の本審査を行います。質疑を続行いたします。逐條審議を一般質問と並行して行います。第一章は逐條審議は終つております。第二章第六條の説明は一度済みましたが、六條、七條、八條、九條、御説明願います。

○政府委員(藤井貞夫) 第六條を一応御説明申し上げますが、改めて御説明を申し上げます。第六條は任命権者に関する規定でございます。これは地方公共団体の長、議会の議長等を列挙いたしましたわけでありまして、これらの任命権の主体がどこにあるかというところは、この法律自体で規定をいたすものではないのでありまして、それらの根拠法規、例えば地方団体の長については地方自治法、選挙管理委員会については、これも地方自治法にございまして、教育委員会については教育委員会法というふうなそれらの根拠法規によつて任命権者が何びとであるかということにつきましては来ておるわけでありまして、本法はこれを受けてその任命権者はこの法律並びにこれに基づく條例等に從つてそれぞれ職員任命、休職、免職、懲戒

等の権限を有するということを明らかにいたしましたのであります。第二項は任命権者の今申上げました任命権者に属する権限の一部をその補助機関である上級の地方公務員に一部を委任することができると規定を設けたのであります。第七條は……

○相馬助治 逐條的に言つたほうが能率的じゃないですか。

○委員(岡本愛祐) 関連していませんか。

○吉川末次郎 まあやりましょう。

○委員(岡本愛祐) 三條くらいずつ、関連しているものはやつたらどうでしょう。

○相馬助治 ことは基本法で非常に大切でなんだ。だから皆さんの意見に任せます。一條ずつやつたほうが行つたり来たりしないので能率的でいいと思う。

○委員(岡本愛祐) それでは一條ずつやりまして、政府委員の説明上関連して必要と認める場合は二條か三條も一緒にやる、そういうことにいたします。(異議なしと呼ぶ者あり) それでは第六條御質疑を願います。

○相馬助治 この第六條の二項においてですね、「前項の任命権者は、同項に規定する権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任することができ」ところありますが、この上級の公務員というのは具体的にどんな範囲まで考えているかということ、一つ、なお委任の範囲については、

あらかじめ政府側としてはその制約について何か考えているところがあるかという点、二点を一つ……

○政府委員(藤井貞夫) 今のお尋ねの第一点であります、これは相馬委員も御承知でありますように、現在例えは都道府県庁に勤務いたしておられる職員につきましてそれらの部長にその任命権を委任をされているという実例がございまして、又地方事務所勤務の職員の一部、特に職員等につきましてはそれを一々本庁に持つて参りまして、事務を処理して参ることも非常に煩雑であり、又勤務の迅速を期する次第でもございせんので、これを地方事務所に委任をしておるというふうな事例があつたわけでございます。

ここに権限の一部をその補助機関たる上級の地方公務員に委任するということになつたわけでもそういう趣旨に外ならないわけでございます。ただこの上級、下級ということの区別は、これはその相対的な問題でございまして、どこまでを上級と言ひ、どこまでを下級と言ひかということとは個々の場合にこれを判定する外はないというふうな考へるものであります、大体私が今申上げましたようなことが實際問題としても行われておりましたように、将来もそういうことになるのではあるまいかというように考へる次第であります。

第二の御質疑の点でございますが、権限の一部ということでございます、これは全部ではございせん、その一部のものについてこれを委任するわけでございますからして、その一部をどの範囲に限定するかということにつきましては、別にこの法律ではつきりとした規定を設けておりません。任命権者がそれらの適當と認めるところに從つてこれを行はせることに相成ると考へるのであります、ただ考へ方といつたしましては、例えば免職、懲戒というふうな事項に關しましては、これは重要な事項でありますからして、相成るべくは任命権者が自己にこれを保有いたしまして、これを他の公務員に委任することは差控えたほうがいいのではあるまいかという考へ方を持つております。

○相馬助治 今政府委員の答弁の中、その最後の條項が我々にとつては問題なわけでありまして、即ち懲罰的な規定といふものについては任命権者がこれを最終的に保有してやつて委任はさせないという、こういうのが望ましいとあなたはおつしやつておる。その通りであります、ところが今の説明でもわかりますように、その答弁そのものは例外としてそういうものも認める場合のあつたことを第一に肯定しております。それから任命権者が懲罰権そのものを保有したといつたとしても、一体懲戒というふうな事例というものは、その具体的な内容については、例えば県庁の職員の場合には知事そのものはわからない、即ち懲罰に値する公務員の属する局長なり課長にその事例を調べさせて、これを懲戒するため

の判断の資料とすることはもう明らかであります。そこで一体日本の公務員の制度を考へて見ますと、何にもまして大切なことは、官僚制度そのものを民主化することなくちやならない。ところが同じ地方公務員が上級である理由を以て任命権者からその権限の一部を委任されて、そういう下級官吏に対する懲罰というふうな権限まで執行するということに相成りますと、極めてこれは事は重大であると言わざるを得ない。と申します理由、任命権者である知事は公選されてこれは常に民衆の意思というものを一応代表しておると見なければならぬ。ところがその任命権者によつて権限を委譲されてある上級の地方公務員といふものは、現実に地方公務員によつてその試験を受け、任用されておるといふ意味を以てしまして、いわばこれは同じものである。そういうふうにして考へて参りますと、現実の問題として下級職員といふものは上級職員に對して、当然理由のあることも言ひ得ないという結果がこれで生ずることは理の当然である。そういう観点に立ちますと、本法の規定は極めて不適当であると思ふのであります、この際政府の所見を、特に大臣がいながら次官の口を通して明快に一つ納得の行くような御説明を承わりたい。

○政府委員(小野賢吉) お答え申し上げます。相馬さんが言われますように、官制の民主化を図つて行かなければ

第三部 地方行政委員会會議録第十三号 昭和二十五年十二月八日【参議院】

ばならないことは私も同感でございます。ただ任命権者として当然に行い得る権限の行使につきまして、これが補助機関たる、只今御指摘になりましたような職員においてその権限の一部を行使するという点につきましては、極力これが公正に行われることを期待しなければならぬことは申すまでもないところでございまして、相馬さんの御意見は私も御尤もだと思つてございします。ただ人事行政が事実上問題として円滑に行われますためには、任命権者の権限の一部が現在におきまして、藤井政府委員からも申し上げましたようなやり方もいたしておるのでございします。今この法律案で考へておきますように、職員の保護の關係におきましては、人事委員会なり、或いは公平委員会の審査の途を開いておきますので、少くとも切捨御免的な人事行政の運営は今後は行われぬものと私も確信をいたしておるやうな次第でございします。お説の点につきましては、これが運営につきましては十分に慎重な考慮を拂うべきことは全く御同感でございします。

○相馬助治君 運用の妙を發揮することによつて法文の持つ矛盾をカバーするといふことができるというところは、座談的なお茶会話ならば了解できますが、これは原案であつて、私も國民の意思を代表して立法院に運ばる者としてはにわかには賛成できないのです。併し小野政務次官の極めて謙遜な態度を以ての御答弁であつて、これ以上これに追打ちをかけることは武士たる私の快しきところなものであります。そこで私は一応それを認めます。あなたの答弁を認めるとします。

その場合には一つこの三條を見て下さい。やはり私は官僚制度の民主化という意味からこれを一つの県の例に取りますならば、知事は公選されております。それから副知事はいわゆる知事が推薦して議会の同意を得るという事になつておりますが、進んで部長、課長……係長とまでは言いませんけれども、部長、課長くらいまでは私は自由任用の制度をするのであるならば、先ほどの次官の答弁を納得するのなんです。それを第三條においては厳格に規定してある。こういうことに相成りますという、アメリカの官僚制度とは日本の官僚制度は根本的に違つております。これを繰々申述べることは暫らく差控えますが、あなたの説から立論して参ります。第一、第三條は極めて矛盾してあると思ふのであります。これについてはどう考へてございしますか。即ち今のやうな一般職と特別職の分け方を以てして現に地方自治の民主化が行われるという立場をとられますか、それとも極めてむづかしいとお考へでありますか。どうか。この点お伺いしたいと存じます。

○政府委員(小野賢吉) お答えいたします。例えは異におきまして部長級、或いは部長をお話になりますように第三條の特別職に入れたらどうか、こういう意見も一部に聞いているのでございします。又相馬さんの御意見も只今伺つておるのでございします。御承知のように相馬さんもお話がございしましたように、知事等の地方団体の長が公選によつてその地位についております。いわば政策を掲げてその政策を実行するという建前でおるわけでは

ございします。同時に地方行政の公正な運営を図つて行くというためには、どうしても行政の執行に當つての専門的な技術的な職員が必要である、かような意味合いにおきまして、一般職の制度が設けられることになるわけで、従つて能率的に且つ又延長して、或いは継続して地方住民のためにサービスをして行くという建前をとつていられるわけでもございします。その場合に部長は勿論知事を補佐いたしまして、いわゆる知事の政策の実行に當つて十分に忠実にこれに協力してもらへるという建前をとつていられるのでございします。その本質的な部門はやはり行政の執行の面を担当するいわば最高の機関である、こういう意味合いにおきまして、やはり行政執行についての専門的な技術的な立場において部長の地位を考へるほうが継続的な行政事務の遂行に妥當ではないか、かように考へられますので、現行の我が国の地方自治組織の制度から考へましてこの法律案におきましては、部長は特別職といたしませんで、一般の行政事務に携わる職の中に入れた次第でございします。

○相馬助治君 一応小野次官の説明は御尤なのですが、これがアメリカの議會でアメリカの國務相のあなたが次官で、私がアメリカの上院議員でもありまして、この説はよくわかるのです。と申します理由は、アメリカの官吏といふものは、本場に事務官吏であつて、そして官吏そのものが民衆の中にとけこんでおる。逆に言へばその官吏を閉鎖するところの地域社会といふものが高度に民主化されておる。そういう国であつてこそ行政の専門家であり、まする者は成るべくこれは一般職に

入れて、政治活動の制限でも何でもやつて行くといふことは正しいのでございしますけれども、一体日本の官僚、特に県庁あたりにおける部長、それから本省關係におけるところの高級官吏の今までのあり方といふものを考へて見るといふと、これは一目瞭然である。即ち公務員の中立性という美名の下に隠れて、政治が左に動かうが右に動かうが、民政党であろうが、政友会であろうが、そのときの権力の上にあぐらをかいて、好き放題の悪いことをしておつたのが今までの官僚であります。日本をしてかくもみじめならしめたのは軍閥だけじゃない。いわゆる法科万能の日本の官僚制度です。そういうふうな一つの基本的な概念から考へて参ります。私はこの六條において説明した次官の答弁を是認するならば、第三條におけるところの一般職と特別職との区分けについて不満であります。又第三條の一般職と特別職との区分けといふものを全然考へ方を變えて、できるだけ特別職といふものを拡げて行くならば、従つて関連して第六條についても賛意を表せる。こういう運動的な考へ方を持つのであります。最終的に明確に伺いたいことは、この特別職、一般職の区分けについて考慮する必要があるとお考へであるかどうか。若しそれが無いとするならば、この第六條の二項に關しておりますところの、上級公務員に対する権限の一部委任といふことは極めて問題であらうと思つたので、その問題を少しでも少くせしめるところの何らかの他の方法を考へておるか。いわゆる條例の制定というやうなことですね。それを考へておるか。この二点についてしつこい

ようであります。改めて次官の妥當適切、而も私をして納得せしめる答弁をお願いいたします。(笑聲)

○政府委員(小野賢吉) お答えいたします。特別職と一般職との区分けをいたします場合に、恐らくそれらの立場において意見があるであらうと私も存じます。ただこの法律案におきましては、國家公務員法との比較検討もいたしたのであります。國家公務員法の建前よりも若干拡げることについておきますのは御承知の通りかと思つております。特別職につきまして、これを更に拡げるといふやうなことにいつての検討を加へるべきではないかとありますが、大体今日のところでは、この程度の特別職を定めることによりまして、この地方公務員法案の適用の対象となる一般職の限界を明らかにすることとが適當であらうとかやうに考へた次第でございします。任命権者の権限の一部を上級の地方職員にこれを委任するといふことについては、先ほど申しましたやうに、職員の人事に關することでありまして、これは努めて慎重な考慮を拂つて行かなければならぬと存じます。今回の法律案で人事委員会制度も置かれることになりました。人事行政の運営につきましては、適時意見を申述べることも、勧告することもできるやうな途が開かれておりますので、單に任命権者がその独善的な建前において、人事行政を運営するといふやうなことはなさないかと、又これを防止することができるとは、ないかと考へておる次第でございします。特別職の關係につきましては、以上のやうな考へ方を以ちまし

て、この法律案を立案して参つたよう
な次第でございます。或いは不十分な
点がございましたら、改めて御質問願
いたいと思います。

○相馬助治君 要約的に私が積極的
に意見をこれについて申すならば、千
差万別の現在の地方自治の現実に
推しまして、部長をどうする、課長を
どうする、というところについては、
基本法で縛ることなく、その地方自治
の條例に委ねたほうがむしろこれは
よいのではないかと、こう考えるわけ
でありまして、その点については政府は
どう考えておるか。

○政府委員(小野賢二) これを實際運
営して参ります場合に、これは、
勿論御説のように地方公共団体の自主
性を尊重して参ることになるわけでござ
います。その場合におきましては、
恐らくこれが方法につきまして、條例
で定めることになるであろうと考える
次第であります。

○吉川末次郎君 今の相馬さんの質問
に關連してありますが、第六條は前
の第三條と相馬さんの質問におけるが
ごとく非常に関連性を持つております
ので、これに就いては、やはり特別職と一
般職との数の比率の問題であります
が、先般我々が公職法を改定したと
きに、千葉県の津田沼の町長である白
鳥さんとおつしやる方が地方自治の市
長の代表としてアメリカへ視察をして
来られて、その経験、見聞からも言わ
れたことではあります。やはり今の相
馬さんが言われた問題を取上げて報告
したのであります。即ちこの法案によ
れば特別職の範囲があまりに狭少であ
る。これでは自治体の首長が自己の経

驗を行なつて行くという上において非
常に拘束を受けてやつて行けないとい
うことを言つたのであります。私は聞
いておりました。特にこの欄外にも私
のことは書き入れておるわけでありま
すが、非常に尤もな適當な御意見であ
ると思つてあります。これは非常
に尊重して行かなければならぬので
はないかと思はれるのであります。府
県等におきまして、部長級の者までも
この一般職に入れておるのであります
が、これはアメリカにおけるところの
国家公務員法及びそれに準じた自治体
のそのした考え方の歴史を是非知つて
置く必要があるものであります。国家
公務員法の審議に當りましては、小野
政務次官と共にそれを審議いたしま
すところの常任委員会の決算委員であ
りまして、非常にそのことにお互いに
論議を盡したのであります。そのと
き多少申し上げたことで、或いは政務次
官も多少記憶を願つておるかと思つて
あります。これはアメリカの制度
を大體模倣してあるのであります。が、
アメリカでは御承知のごとく國家にお
きまして、即ち連邦、フェデラル・
ガバメントにおいても、又地方の州、
市その他の自治体におきましては、二大政
党であります。即ちデモクラットとレ
パブリカンとあります。その民主党
及び共和党が選挙で勝ちますと、その
勝ちましたところの政党が大体知事或
いは市長その他の首長を出し、議會に
おいても多数を占めますと直ちに人
事行政を刷新いたします。アメリカ
の書物の書いておるところによりまし
ると、ともかくも小使の末に至るまで
民主党が勝てば民主党の人事行政です

べて統一してしまふ。今度は又その反
对党の共和黨が勝ちますと、又そこ
つと人の入れ替へをするというよう
なことが即ち民主主義である。即ちそ
れがデモクラシーであるというよう
な誤った考えがあつたのであります。そ
うして政党を中心としたもので、その
政党本位の人事行政から勝手なことを
相當にいたしたもので、これがアメ
リカの政治史上におけるところの有名
なるスポイルズ・システムという言葉
で言われておりました。日本ではこれ
を文官ふん取制度などと翻譯いたし
ておりましたが、政界が即ちオフィシャル
ズ、役人を全部ふん取つてしまふとい
ふの制度であります。このスポイル
ズ・システムの弊害を除却するため
に、アメリカではこういう役人の選任
ということには一定の枠を設けなけれ
ばならぬというところの運動が非常に
起つて来たのであります。これは地方
自治体におきましては、国よりも少し
遅れたのであります。私の大體記憶
いたしておりますところは、十九世
紀の終り頃からそういうことも各地方
自治体において起つて参つたのであ
ります。そのことを我々は日本と併せて
対照して、非常に考えてこの法案に対
処して行くということが必要なのであ
ります。それでそういうスポイルズ・
システムというものの弊害が非常に起
りまして、日本でも有名なニューヨ
ークのタマニー・ホール事件で、当時
のフイラデルフィアその他の所にい
ろいろなそういう政界の腐敗事件が暴
露したのであります。その根源の最も
一つの大きなものは、即ちこのスポ
イルズ・システムである。即ち政界が皆
役人をつとてしまふということである

というので、これに対する改良運動が
非常に起りまして、そうしてこういう
枠を作るといふ制度が起つて来たので
あります。で役人の選任については必
ず一つの特別な専門的な試験、スポ
イルズ・サービス・エキザミネーシ
ョンをやる、或いはメリット・システ
ムをとるといふようなことがだん／＼行
われて来たのであります。ところがこれ
を日本と併せて対照して考えて行く必
要があると思つておりましたが、果し
てこれをやろうと言われたところのそ
の筋においては、日本の今日までの役
人の任用制度といふものが、おおよそ
地方自治体においてどのようなものな
つたかといふことについての甚だ失礼
であります。そのとき言つたのであ
ります。私十分なる御理解は非常に
に普遍化してはなかつたのじやないか
と実は考へておるものであります。日本
には御承知でもありますように、或い
は山縣總督大臣のときでありました
か、第二次山縣内閣のときであると思
ひますが、やはりああいう藩閥政府
として行くということが政治的なそれ
の中心思想であつたと思つてあります
が、即ち政界を排除するといふことを
非常に言ひまして、いわば中央政界に
おけるところのい／＼重要なところ
の役人といふようなもの、いわゆる
文官高等試験といふものを及第した
ところの主としてそれは帝國大学の法
科の卒業生であつたのであります。が、
そういう文官試験を及第した者でな
ければ役人になれないように藩閥政府
がしてしまつたのであります。そうし
て今相馬君が言われましたように、そ
の文官高等試験制度及び普通試験制度と

いうような、いわばこれが規定してお
りますのと同じ考へのものでありま
すが、そういうものを中心としたしま
して、今相馬君が非常に非難しました
ところの、日本をかくのごとく敗戦に
至らしめたところの一つの官僚のギル
ドといふものが強固に日本の政界に
きまつてしまつたのであります。だか
ら日本にはこんな国家公務員法とい
うようなものが、或いは地方公務員法
の制度といふようなものを今日新らしく
やい／＼言ひますまでもなく、もう山
縣内閣のときから、明治三十年年だつ
たと思ひますが、それ以来もう強固な
ところの、強固過ぎて弊害百出した
しまして、日本を戦争に、こんなに負
けさせ原因になつたような公務員制度
といふものが日本にあつたのでありま
す。即ちスポイルズ・システムの弊害
を除却するものはもうエキストラ
にあり過ぎるほど日本に存在してお
つたといふことの歴史を併せて考へて
行く必要があると思つてあります。で
ありますから、ただそういうものを
忘れてしまつて、何かこれが新しい
制度であるといふような考へは非常に
間違ひなのであります。日本の官吏
制度におきましては、役人制度にお
いては、地方自治体、国、地方を問わ
ず、むしろ過去におけるところの封建
的な官僚ギルドの残滓といふものをば
如何に排除して行くかといふことが私
は官吏制度の上におきまして、現段階
において日本の民主化のために一番必
要なことであるといふことを基本にお
いて私はこの法案に対して行かなけれ
ばならぬと考へておるのであります。
そのように考へますといふと、私は
あまりにこの強固なるところの、そう

第三部 地方行政委員会會議録第十三号 昭和二十五年十二月八日【参議院】

した。この特別職の範圍の狭小、一般職の範圍が非常に広汎であるということとは非常に検討を私はこの法案について要するところの問題であると思うのであります。それで今私は會議が開かれませんか、恐らくこの法案の起草者であると思いますところの公務員課長の藤井君とも座談をいたしておつたのであります。藤井君はあなたはアメリカにおいての地方自治体及び國家において、この一般職と特別職との役人の數的比率がどれくらいになつてゐるかということを書いて見ましたかと言つておつたのであります。座談の間、のことをアライベートの話をここに申上げることは甚だよくないことでありますから私は慎しみますが、これをどこまで一つ自治庁のほうでお調べになつておるかということをお話を願ひたいと思ふのです。それで私は先ほどの白鳥君の意見が非常に私は尊重すべき意見だと思つておられますが、特に私は今日は調べておりません。併しながら私三十年ほど前にニューヨークにありましたときに、ニューヨークの市役所の市政組織のことを、日本の地方行政の専門雜誌に相当詳しく調べて書いて書いたことがあるのであります。が、そのとき書いた非常に古い記憶でありますけれども、その後又ニューヨークの市憲章が變つたのであります。が、古い市憲章の時代であります。私の調べましたときもハーバート大学の市政学の教授モンローという人が書いたものであります。が、ニューヨークの市政組織のことを書いておるのであります。が、表が載つておまして、相當広範圍にまで上のデパートメントの各市長というものは市長が任意に任命す

る特別職の人が相当広い。今言うところの部長級のような人は相当広い。それからその数もさつき藤井君もざつと話しつておつたが、アメリカでは大体普通職、一般職が一割で、三割くらいが特別職でありませんかと思ひますが、とていふようなことを言つておりましたが、それは極めて重要なことだと思ひますので、どれだけまでの正確なる数字的な調査をおしになつておるか、私はさつきの相馬さんのお話と同じように、又白鳥さんのお話と同じように、少くとも部長のようなのはこれは府県におきましたならば、知事が任意に自由に任用することの途を開いて置いてやるのでなければいけない。浮き上つてしまつてこれは知事は何もできない。それから又過去におけるアメリカのどうしてこゝういふ人事院制度というものが生れて来たかという、今のスポイルズシステム排除のために生れて来たところの歴史と相照応いたしまして、又日本の過去における官吏制度と相考えまして私は相當な数のやはり自由任用の途が開けていなければいけないと思ふのでありますが、それにいつての御見解を改めて一つ大臣から伺へれば大臣から一つお伺ひいたしたいし、又事務のはうでその数等について、これは米国の制度の要するに模倣なんでありませうから、どれだけ御調査になつておるかということを一つ御報告願ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今吉川委員の我が国の歴史並びに米國等におきます地方公務員制度の沿革現状等につきまして該博な御意見を伺つたのでございます。私どももそういう地方公務員制度の現在の何と申しますか、史

的な立場、歴史的な立場というものはまさに吉川委員の御指摘になりました。ような立場のあるものであると存じます。が、ただ最近の大統領制度と言いますか、こういう形の知事、市町村長と地方議会が相対立するかづこで、而もその執行機関の、長である者が直接住民によつて選挙せられると、こういう建前の下におきましてはやはり今アメリカにおいて非常に多かつたということで、いろいろ御引例になりました。たいわゆるスポイルズ・システムがこれは好むと好まざるとにかかわらず相当強い程度に入つて来る可能性が相当あると存じます。若干そういう事例もすでに出つておるわけでございまして、過去の政党内閣等が盛んでありました時代におきましては、そういうようなことから官吏の身分保障というやうな意見が一面起つておつたわけでございしますが、そういうやうな際の必要性というよりなものであります。今日の段階におきましては、そのような官吏、或いは地方公務員の身分保障というやうなものの必要性が生じて来るのではないかと思ふのであります。ただその範圍を非常に広くとりまして、全く地方公務員の吏僚組織、或いは国家公務員の吏僚組織のお話のように全く動かないものになつてしまふということにつきましては、確かに問題の点が存すると思ふのでございますが、地方公務員法案におきましては現在國の公務員につきまして、大臣、政務次官が特別職でございまして、事務次官以下一般職という、かような仕組をとおつておりますのに対応いたしまして、地方におきましても知事、副知事、或いは出納長といったやうなものを特

別職といひし、市の場合には同様に助役、収入役というようなものを特別職といひしとして、それ以下の部局長といふようなものはやはりこれを一般職といひしとして、知事、市町村長の軍迭にかかわらずその地位に安んじて行政に奉仕できると、かようなやはり建前をとりますことがいいのではないかと、殊に国家公務員法との権衡から考えまして、そういうようなかつこうに持つて行きますことが妥当ではなないかと、かように考えた次第でございます。その数字の点につきましては、別の政府委員から申し上げます。

○政府委員(關井眞夫君) 今の吉川委員からのお質疑でございますが、私たちのほうでもできるだけの資料を集めるように努力はいたしたのでございますが、何しろこういう情勢でございますので、完全な資料が得られませんで、したことを非常に遺憾に思つております。ただ現在持つております資料に比しますと、連邦職員につきましては、公務員法の適用を受ける一般職のパーセンテージが全連邦職員の約七三%ぐらいになっておるといふことを承知いたしておるのであります。アメリカの地方公務員につきましてはどの程度が一般職であるかというよりなパーセンテージは全体の統計的なものは私たち入手しておりません。これは吉川さんもよく御存じであられることと思うのでございますが、アメリカにおきましてはそれ／＼の都市におきまして制度も違つております。従いまして一般職の範囲というものも広狭さまざまあることと考えております。或るところでは七〇%程度のところもございまいし、私的にことを申して甚

だ恐縮でございますが、私たちこの間アメリカに行つて参りました際に見ました西部の諸都市、例えばサンフランシスコ等におきましては、このパーセンテージは非常に多い。即ち特別職の範囲というものが非常に多いというふうに承知をいたしましたわけであつたのであります。なほ我が国の地方公務員の場合におきまして、今申上げました連邦職員の数に比較する数字をいたしましては、或いは妥当を欠くものがあるかというふうに考えるののでありますけれども、お手許に押付いたしました資料によつても明らかでございますように、地方公務員の中で一般職に属する者が約百三十万でございますが、それに対して特別職に属する者は約六十一万程度あるわけでございます。これは今申上げましたように、ただそのパーセンテージというものを比較する際に果して適當なものであるかということとは確信がございません。んのですが、大体そういう数字に相成つておるということを附加えて申上げます。

○吉川末次郎君 引續いて申上げたいと思うのでありますが、アメリカの数に就いては御答へを頂き、又鈴木君からも御答へがあつたのであります。が、鈴木君の御答へについては先ほど申しましたように、意見が分違つたのであります。身分保障の問題が起つた云々というお話がありましたが、それはさつき申しましたように、山縣有朋が文官任用令を制定いたしましたと同じような官俸を制定した、いわゆる官俸イデオロギーの

上に立つてきたものでありまして、そういうものを鈴木君がここに引例されるというところは、新憲法の下におきましては、あまり感心できないことじやないかというところを申し上げて置きたいと思つてあります。それから米国の各地方自治体におけるところの数のついての資料を持たんというところのお話であります。これはこういうふうな東京市政調査会にロックフェラー・フアンデーシヨンの最近のいろ／＼な地方政治に関するところの資料を非常にたくさん送つて来ておりますから、ああいうものをお調べになればよくわかると思つてあります。殊に数字的なことはアメリカン・ミニシパル・イヤ・ブックという本がありますから、そういう本を一つお調べになればよくわかると思つてあります。又ニューヨークだけのことにつきまして言ふならば、ニューヨーク・シティのオーガニゼーシヨンの最近のそのうしたことが書いてありまして、表が付いております。その表を御覧になりまして、そういうしたニューヨークの市の組織のデパートメントのヘッドが果して特別職であるか、一般職であるかというところも皆出ておりますから、一つ東京市政調査会にありますがロックフェラー財団からの寄贈の最近の米国の地方行政の書物をお調べになれば十分こういう資料ができるのじやないか。この資料は非常に我々必要なものでありますから、ただサイト・シーイングしておいでになりまして、そのころのサンフランシスコだけぐらの例を以て、どうぞ役人諸君がこの重大な問題をおきめになるところの唯一有力な資料としてお考えにならんよ

うにお願い申上げて置きます。
○相馬助治君 只今の藤井君の説明は連邦においては七三%までが一般職で、地方においてはもう少し下廻つておる。即ち特別職の範囲が狭いというお話でサンフランシスコの例を挙げられたのですが、現にイリノイ州においては二万四千人の公務員のうち特別職が八千人ある。これをパーセンテージに現わしますと、三三%に当る。従いましてサンフランシスコだけの引例を以て、これを帰納的に眺めて行くといふことは危険であるといふことを一応指摘して置くといふことは吉川委員と同断です。
次に岡野國務大臣に承わりたいのですが、先ほどから私は議論しておりますことは、日本の現在の官僚制度のあり方から考えまして、国家公務員といわず、地方公務員といわず、最も今日なさねばならぬ急務は、一部の権力者の下僕であつた公務員を民衆の公僕たらしめなければならぬ。即ちマツカサー書簡の示すところに従つて進めなければならぬ、こういう考え方がかと思つてあります。そこで実業界出身の岡野國務大臣は、恐らく本相馬委員の説に賛成せられるであらうと思つて、今度の地方公務員法を見ますと、府県において部長は一般職なのでございます。真に政策を掲げて民衆の意思を代表して首長になつた者が本場に立派な政治をなし、責任政治をなすためには、私は部長といふのは、一般任用の制度に待つことが妥当ではないか、こういうことを先ほど来申しておるのであります。この点に關しまして大臣の御答弁を承わりたい。その具体的な実例として極めて高

度に民主化されておりますアメリカにおいてすら、先ほど来申しておりますようなパーセンテージで自由任用の途が極めて広汎に開かれておる。ところが日本において、この地方公務員法においてこの一般職の制限といふものを掲げて、特別職といふものを狭めるといふことは、何としても日本民主化のために胸に落ちない。ここにおいて特に実業界出身であり、日本官僚制度のまずさといふものを以て体験しておるでありまして、岡野國務大臣の答弁をお願いしたい。○吉川末次郎君 議事進行……。先ほど岡野國務大臣にも御答弁を要求したのであります。御答弁がなかつたやうでありますから、先ず私に対する御答弁をお願いして、次に相馬さんにお答えをお願いしたいと思います。
○岡野國務大臣(岡野清義) 吉川さんのお説は特別職の範囲を広くしたらどうかというお説、これも一應至極御尤もと私存じます。併し現段階におきましては、この程度にしたほうがいいのじやないかと思つて、これと関連したすと思つてあります。形式は関連しませんが、精神は関連すると思つて、相馬さんの御説、これも至極御尤もなんです。私も実はつい最近まで実業界におりまして、そうして公僕になつて参りました。その仕事を現するのにはあまりにも今の仕事は煩雜過ぎるというところだと思つて、でございまして、先般も国家公務員の試験をされたやうでございまして、そうしてその試験に局長とか次官とかいふものにパスされた方があるのですが、さてその人が一人や二人入つ

て実際の仕事ができるかどうかと申しますと、実際はできないのであります。現に私自身が実際に仕事ができるのであります。
【イエス「ノー」と呼ぶ者あり】
と申しますことは、結局長い間伝統的に非常に事務を煩雜にして来てしまつて、いまの今の政治、行政の情勢です。それから、これも常識があるから出て行つて、そうして立派にやつてのける。でございまして、私といたしましては、相馬さんの御説は至極御尤もで、その通りに行きたいという理想は持つております。理想は持つておりますけれども、今の事務をもう少し簡素化して、何でも常識でやつて行けるといふやうな程度までに、一つ民衆並びに一般の仕事の常識化して行く。こういうことになり……。両々相持つて行かなければならぬと思つて、その意味におきまして、まあ公務員法で規定しておりますのは、そういう一般の情勢から割出して、こういう公務員法を作つたと、こゝ御了承願ひたいと存じます。
○中田吉雄君 只今の西委員の質問に關連いたしました、一般職と特別職を分けることの範囲についての御質問を重ねていたしたいと思います。只今吉川委員がアメリカにおける一般職と特別職とのできた歴史的な背景といふやうなものを十分申され、又相馬委員からも日本におきます官僚制度の生んだ弊害といふものについての歴史的な反省をされたので、理論的な問題については触れませんが、私地方政治を担当いたしました経験からこの一般職と特別職との区分が、特に特別職

の範囲があまり狭過ぎるのではないかといふことについて御質問をいたしましたと思つて、私の具は鳥取県であります。昭和二十二年に初めて知事が公選制度になりました。高等文官の試験を合格しない或る官立大学、帝國大学で、それを補う人が開拓局長から立候補いたしました。一躍知事に當選したわけでありまして、ところがその当時の部長は全部東京帝大を出しまして、おれは在学中に高文をとつた俊秀であるといふやうなことで、知事が県民に公約いたしました立候補した政策を展開しようとしたとしても、全然これに対して協力をしなかつたわけでありまして、そこで知事がその部長全部を更迭いたしますのに殆んど二千年間かかりまして、そして漸く自分が県民に公約したその支持によつて出たその政策を三年目から漸く実現したといふやうな、まあ實際上の体験を持つわけでありまして、知事が如何に公約いたしました、それを実行しようとする際におきまして、何と言つてもこのスタッフをブレン・トラストを備えさせんと、實際政策は展開できんと思つてあります。そういう点から行きますと、
【その通りと叫ぶ者あり】
私は少くともこの都におきましては局長級、府県におきましては部長級程度まではこれは特別職の範囲にいたしまして、知事が掲げて立候補いたしました政策に十分協力するといふやうな人を整えさせんと、實際地方自治の進行は、私はできないと思つて、私はいろ／＼選挙の活動の制限とか、いろ／＼なことを言われておりますが、それらに比較

いたしまして、劣らん重要な関係を持つ
と思うわけでありすが、政府とい
しましては、この案を現在の地方自治
の突進から考えて最善と思われるの
ありましようか。その点について先
お伺いしたいと思います。

○政府委員（鈴木俊一君） 特別職の範
囲を如何に定めるかということ
でございますが、これに關しましては、
先ほど来、吉川委員、相馬委員、又只今
中田委員から御見解の表明があつたわ
けであります。政府といしましては、
府県の部長というふうな、いわば
事務職の一番最高級に位いたします
るものを特別職にするか、一般職にす
るかということにつきましては、いろ
いろ利害の研究をいたしたのでござい
ます。併しながらやはりこの部長或
は局長というものの地位は行政運営の
東ねをするものでございまして、結局
政策をいたしましては、知事なり或
は議會において決定をせられ、それを
運行して行きます中心の機関である
ことから、これを補佐する副知事、或
いは市長を補佐する副市長というふう
なものが知事なり、市長の更迭の際に、
同時に更迭される。これは当然の儀で
ございすが、それ以下の一般行政職
に従事いたしております者は、その地
位が上級でありましてそれが時の知
事なり市町村長と共に更迭するとい
うことになりまして、行政の安定性とい
うものを維持いたすことが困難でござ
います。又、又國の場合の制度との均
衡ということも考えまして、やはり
特別職といふものは任命権者が議會の
同意を得て選ぶとか、或いは直接の公
選によつて出て来るとかというふうな
ものを主として考えまして、任命権者

の意思によつてのみ任命せられる地位
にありますが、いゝゆるこれは普
通の事務職員とかやうに考えまして、
こゝういふものは一般職にしたほうが適
当ではないか、さういふような結論に
到達した次第であります。

○中田吉雄君 この一般職と特別職の
区分につきましては、すでに國家公務
員についても非常に特別職の範圍が狭
きに過ぎるということがはつきり認め
られておるやうに承しております。
例へば先般更迭になりました森林大
臣がおりますが、いゝる／＼な關係から
して吉田内閣の農政を展開しようとい
たしまして、例へば水産庁の長官が
協力しない……。併しながら國家公務
員法の規定によつてそれを更迭するこ
とができないうふうなことで、喧
嘩両成敗のやうな形で誠に哀れな退陣
方をされたわけでありすが、（笑聲）
そのことは別にいたしまして、先に鈴
木次長は知事が公約した政策というも
のは、知事と議會によつてこれを決定
するといふことを申されて、部課
長以下は一般職であるのがよいとい
ふに申されましたが、實際知事が公
約しました約束を政策化しますために
は、決して知事や副知事だけではでき
るものではないわけでありまして、そ
れを補佐するところの少くとも部長級
の心からなる協力なくしてはそれはで
きないといふことは、實際地方自治の
現実が物語ると思つてございまして、
私は都をいたしまして少くとも國家
公務員法との釣合といふやうなことで
なしに、國家公務員法においてもす
にその弊害が認められておるわけであ
りますから、この際さういふやうにし
たほうがよいではないかといふ所見を

持つものでありますから、これは見解
の相違で如何ともしたいと思つて
ありますが、その次にこの一般職と特
別職の区分につきましては、先にちよつ
と触れたやうであります。出納
長、収入役といふやうなものが議會の
承認を経て就任するといふ關係から特
別職にされておりますが、私はこれは
一般職にいたしまして出納收支につ
いて誤りないやうにするためにも、ど
うしてもこれは一般職にしたほうがい
いと思つておりますが、この点につ
いて御見解を伺いたいと思つてござ
います。例へば地方自治法の二百三十
二條の第二項であります。出納長、
収入役は知事の命令があつても議會の
議決した收支に副ななくては、それ以
外の收支の支拂をしてはいけない。收
支の決済をしてはいけないといふやう
に出納收支の責任の所在をはつきりし
ておるわけでありすが、さういふやう
な点から考えまして、會計の、この
素亂を防ぎますために置きまして、
私はこれは當然一般職にいたしまし
て、ともすれば起きますところの會計
上の不始末を防ぐ、或いは出納長や收
入役の地位を安定せしめて防ぐとい
うことにしたほうがよいと思つてござ
います。これについてどうお考えで
すか。

○政府委員（鈴木俊一君） 出納長を一
般職にしたらどうかといふ御意見で
ございすが、この点につきましては、
お話のやうに、出納長の職責というも
のは非常に現金出納に關係いたしま
す。又他面租税の徴収といふことに關
しても責任を持つておるわけござい
まして、非常に重要なポストでござい
ます。こゝういふ重要性がありすが半

面、その職務自身は非常に何といま
すか、形式的な面が多あるわけござ
います。さういふ意味では確かに一
般職にするといふことは理由のあるこ
とであると思つております。何分現在の地
方自治法におきまして、これをやはり
副知事或いは助役と同じやうな立場に
おいて考へておまして、議會の同意
を得るといふやうな建前にいたして
おりますので、今後の問題としては十分
研究して参りたいと思つてございま
す。段階をいたしましては、さういふ
やうなことから、いわば自動的にこの地
方公務員法との關係におきましては一
般職といふやうな特別職といふやうな
かつ／＼に相成つておるわけござい
ます。今後の問題としては、私どもも
十分研究をして参りたいと考へてござ
います。

○中田吉雄君 その点であります。が、
これは結局第三條の第三項の一で
すが、「就任について公選又は地方公共
団体の議會の選挙、議決若しくは同意
によることを必要とする職」というの
で十把ひとからげに條項に適用する
から、余儀なくさういふやうになつた
と思つてございすが、「但し」といふやうな規
定でこれは私は速かに改めたほうが
よいといふやうに考へるわけであり
すが、その点は次長の説明で了承いた
すことにいたします。

会から選ばれたこの都道府県の議長、
或いは市町村會の議長の職を全うせし
めるためには、どういたしまして私
はこれを特別職にいたしまして、議長
と一心同体でこの議會の運営に誤り
ないやうにするといふことが安当だ
と思つてございすが、この規定により
ますと、事務局長も一般職になつて
おりますが、これはどうなつてござ
いますか。

○政府委員（鈴木俊一君） 地方議會の
事務局長を特別職にしたかどうかとい
うことではございすが、やはり事務
局長といましては、議事運営の典例
に明る者でなければならぬと、
さういふ事務局長自身が議長と共に政
治的に行動をするといふやうなこと
では、やはり議會運営の公正は期し得
られませんが、やはりこれは性格的に
申しまして一般職にいたすべきものだ
と存じます。が、選任の方法といたし
まして、議長が任命権者としてこれ
を端的に選任いたすやうにいたしてお
ります。特に議會の同意を得るとか
いふやうな形をとつておりません。國會
のやうに事務局長を選挙するといふ
やうなことでもありません。さうい
う任命の形式から申しまして、やはり
これは一般職のほうが適當ではないか
と考へております。

○吉川末次郎君 先ほど来の鈴木君の
答弁及び岡野大臣の答弁等におきま
して、非常に重要なことが私は指摘さ
れねばならぬと考へるわけでありすが、
それは鈴木君は私は個人的に非常に親
愛の念を以ていてところの優秀な官
僚でありすが、やはり昔風の官僚的
な考へ方がこの法案の制定、作成の中
にも非常に入つてゐるんじやないかと
思つてございまして、（笑聲）なんとい

うことなしにこの一般職の範囲を広くして、そうして役人の身分を保障して置きたいということが非常に中心觀念になつてゐる。ところが地方の自治体の政治におきましては、これは国の政治におけるのと同じように主義、政策の相違、主義の相違と言いますか、イデオロギーの相違というものがあつたのでありますから、自由党と社会党とはこれは政治主義を異にするのであります。国政において異にすると同じように、地方の自治体におきましては、主義を異にする。ところが従来は日本の地方行政は内務省の官僚諸君が一〇〇兆支離して来たものでありますから、地方自治体の政治が政党政治になつてはいかんとか、そういう間違ったことばかりを国民に教へて来たのであります。そんなことはあり得べからざることであります。ここに安井知事の弟さんもおいでになりましたが、(笑聲)例を東京都にとりまして、東京都は人口六百万、七百万、日本の人口の約一割、毎年使いますところの経費も、予算額は国の予算の殆んど一割或いはそれ以上くらいを毎年使つておるのであります。いわば大体においてヨーロッパの相当な国、オーストリーであるとか、或いは北歐の相当な国に對比するくらいの経費も使い、又それくらいの人口を持つておるところなのでありますから、そこで社会民主主義による政治もあれば、いわゆる保守主義によつて立つところの自由党があつて同じ地方税のかけ方にしても、我々は勤労階級に安くかけようとするし、保守党のほうでは金持に安く税金をかけるようにしようというふうな(笑聲)わけで、これは地方自治体にも意見の相違を来

たして来るということとは合理的なことなのであります。それと同じように今のところから演繹いたしまして、先にアメリカのスポイルズ・システムのことを申しましたが、スポイルズ・システムの当時におきましては、共和党が立てば地方自治体でも国の役人でも、小使の未まで共和党一色に塗り潰してしまふということとは非常に間違ひであります。併し全部間違ひであるかといふと、私は決してそうではないと思つてあります。やはり社会党が地方自治体の政權を握りましたときには、国の政權を握つたと同じようにその主義政策を実行するのに極めて容易であるやうな一つの役人組織を持たなければならぬのであります。国においては吉田内閣ができましたならば社会党の閣僚はみな引退いたしまして、岡野さんのやうな銀行の頭取が今度は長官になるのである(笑聲)というやうなことになるのでありますから、これは自由党の政策を行ふことになつていらいしや。今東京都の例をとりますと、ヨーロッパの中くらいの国に當るくらいの勢力を持つてゐるところの自治団体なのでありますから、少くとも東京都の大體閣僚に當ります程度のものはやはりこれは入れ替へをするのでなければ、自由党の政策も行われませんし、社会党が東京都の政權を握りましたときもこれはその政策を行なえないのであります。今鳥取県の例をお挙げになつてお話しになりましたが、全くその通りであります。実例を申し上げますならば、北海道であります。北海道の長官は田中君という社会党の、北海道庁の係長をしておつた人間が、選挙で一躍して知事になつたのであります。

そういったしますと、なんだこの間まで係長であつたやつが知事になつたというやうなわけで、その言うことをなかなか聞かないやうな氣持を持つのは、これは私は上層部の局長やなんかの一つの心理だろふと思ひます。非常に田中君もその点でいろいろな齟齬を言われておるのを私は實際知つておりますが、そういうやうにくだらぬ場面になつて来るのであります。ところが官僚的なイデオロギーからいたしますと、あの係長のようなやつが長官に成り上つたというやうなことが先に来るのであります。我々の立場からいたしますと、イデオロギーが必要なので、社会民主主義の北海道政が行われることは必要なのでありますから、如何に役人としての経歴が係長でありまして、私個人的にいつて田中君は非常に立派な人物だと思つておりますが、田中君を通じて社会党の道政が行われることが必要だということになつて来るのであります。でありますから、そういう点を考えますと、やはり本當にその行政が行われると、その主義に基くところの、社会党ならば社会党の行政、自由党ならば自由党の行政が社会党の政權に變つてできましたときに、それをひっくりかえして行われるやうな行政が行われることになりまふ。そうするといふと、これは府県を單位にして考えますならば、今北海道と東京都について申しましたやうに、やはり部局長くらいまではいわけぬ政務官でなくてはだめなわけないのじやないか。現にそれは安井君の兄さんがやつておる東京都であります。東京都の労働局長には林武一君という、これは労働組合の闘士である、市

會議員の経歴もありますが、これは学校経歴から申しますと、小学校もろくろ卒業してない人でありまふ。非常に頭のいい聰明な労働者であります。これが現に東京都の労働局長をやつて好評噴々として立派に東京都の労働行政をやつておるのであります。ところがこの地方公務員法が制定されますといふと、私は林武一君なんかはどうなのであります。まあやめなくてもいいのを知りませんが、今後はそういう人を私は任用されたいといふことになるのじやないかと思ひます。私はそれはやつぱりよくないと思ひます。もう一度岡野さんからそれについての御意見を承わりたい。

○國務大臣(岡野清孝) お答え申上げます。吉川さんの御説も至極御尤もなのでございますが、私の体験から申しますといふと、官僚というものは実に變すべきだといふ感じを持つております。(笑聲)よく大物だからなんだ。普通の人間じや手に負えないのだと(呼ぶ者あり)それはちよつとわかりませんが、私の感ずる限りにおいては、私はは全く素人でございます。そして自由党内閣の自治庁長官となつておりますが、恐らく社会党内閣のときにも、それから又連立内閣のときにもおられておつたスタッフでございまして、私が私の限りの限りにおいては、実に忠実に私の言ふことをよく聞いてくれるのであります。そうして私の結論と申しますか、抱負と申しますか、考へ方を実に忠実に取入れてくれるのであります。ですから先ほども中田さんからおつしやつたやうに、局長は協力しなかつたとか、何とかそういう例はございまして、あちらにもこちらにも、全部が全部ということではなくて、それは例外じやないかと思ひます。それからもう一つ考えますことは、地方はやはり人材がそろつていませんから、長が變るたびに適當な人材を民間から取つて来るとか、よそから取つて来るとかということが今の段階においてはむずかしいのじやないかと思ひます。でございまして、まあ長に選挙されるやうな方ならば一つそれをなだめすかし、若しくは悪い言葉で言へばおだてて、そうして自分の経綸を行ひ、政治を行ひの(笑聲)する者多し。

○小笠原三三男 今の岡野大臣のお話は非常に重大で、同僚議員である吉川君、或いは相馬君、中田君の話を私は心底から賛成なんです。繰返して再三申すやうで恐縮ですが、前戦争中の日本において、軍閥或いは官僚、こういうものが如何なる過誤を犯したかといふことは、先ほど御指摘の通りマ書簡で指摘されておるところであります。而もアメリカのやうな單なる事務官僚といふやうなものではなくて、日本の高級官僚は、得てして權力を背景として政治勢力の实体を握つておつたことは間違ひないのであります。それで、一般公務員として政治的中立性を保持させる。非常に結構だといふことであります。吉川先生のお話のやうに、やはり上級官僚は、その巻添えを喰つてただ單に縛られて、その日の日を安易に、卑屈な態度を以て一生を過さなければならぬ。單純勞務的、或いは非企業の窓口事務に携わつておるやうなものとは、全然本質的に違つておる部面があると私は思ふ。それを一般公務員の中に高級官僚まで包

まれて、そうした自分の身分を保障され、そして政治権力だけは責任を負わなくてはならないというふうな体制になつておると思う。而もこの岡野大臣が先ほど言いましたように、社会党のときもよく仕えたが、私のときにもよく仕えて、愛すべきものが官僚だと言われたが、それこそが、そういう中立性が高級官僚において恐るべきものなのです。戦争中軍閥に奉仕し、或いは又外国の例等を見てもわかるように、官僚は極右であらうが極左であらうがかわらない、権力にさえ襲がつて、そして政治勢力の実体を把握さして、いけばよいのである。私たちがたま／＼国会議員になる前に中央の諸官庁に陳情もし、或いは要求もあつて出たことがたび／＼あるのではありませんが、法律案で出て来たものを論議しておる速記録で見ると、その実施の方法は、この金額はこういうふうに使ふのだということがわかつておりながら、これは行政権の部面であるから、国会においては細分して、例えば各府県なら府県に義務教育費の半額、国庫負担の金なら金というものは、つきり渡すまで法律的に国会で決めない。それをいふこととして、高級官僚は地方のそれに対していろいろ取捨選択をする、そしていろいろな工作をしておつたといふことは、これは事実なんです。單に事務的ではなくて、政策の実現をする上において、中枢に座つて手加減しておる権力者は官僚であつたことは間違いないのであります。而も現在地方の自治体の自治の確立といふことを叫んでおるのでありますが、地方の県民は民間から選んだ、公選せられた知事よりも何とか中央官庁に繋

がる官僚を知事に欲しい、或いは副知事に欲しいといふことをこの二、三年の実績に見て言うておるのであります。これは何を意味するか、このことは結局いふゆるその自治体の、民間の素人の知事そのものによつては中央折衝がまずい、従つて県財政等が窮乏する、従つて専門的な或いは東大の学問、或いは官僚に繋がる者を持つて来ておるほうが、そういう部面においてはスムーズに行くといふことを、地方で言つておるのが定説なんだ。こういうものをこそ打破しなければならぬといふことを、マ書簡において私は強力に示唆されておるものと了解しておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)即ち旧弊の官僚制度を打破しなければならぬといふことはここにあらうと思ふのでありますから、過般鈴木政府委員にも、何故国家公務員法を修正し、地方公務員法を同時上程しなかつたかといふことを申上げて、即ちどの程度国家公務員法の欠陥を除去せられて進歩的な地方公務員制度を確立するのか、並行して比較検討しなれば我々は論議ができませんといふことを主張したのであります。先ほどの吉川委員に対する答弁の中で、鈴木政府委員は、国家公務員法においてもそうなるがために、一般職、特別職の枠を拡大するといふことは如何かと思はれる、その言葉の中にこれは私邪推しておるかも知れませんが、国家公務員の官僚制度温存以上に、国家公務員に繋がり、国家公務員の持つこの形を、そして日本のこの民主主義国家の推進といふものに、結果として逆行して行くのじやないか、又そういうこ

とを或る一部の官僚において意識してやつておるのではないかとさえ、私は考えるのであります。従つて私は端的に、断定的にまあ伺ひするのであります。第一点はマ書簡で言う宿弊たる日本の官僚制度といふものはどういふ実体を指したものと考へになつておられるか、把握しておられるか、この点実証を挙げて御説明を願つて置きたいと思ふのであります。又第二にはこれはやわらかく申しますが、小野政務次官も官僚出身であり、そして片足は戦争中にもふんまえておつた方であり、鈴木政府委員はその当時において若くして優秀を謳われ、将来を期待された方であつて、そう悪いことをした方だとはさら／＼信じておられないで、個人的に私はそういうことを聞くのではありませんが、当時のこの敗戦の実状に追込まれたその官僚制度の欠陥がそこにあつたといふふうには皆さんは自己批判といふことはいかに皆さんよりから自己批判せられた点があつたならば(笑)この際御所見を承わつて置きたい、以上二点。

○政府委員(小野政務次官) 一身上の問題にまで触れた御質問で誠に何と申しまゝ、身に付まされる思ひがしたわけでございますが、(笑)官僚の経験あるものが官僚の自己批判をするといふことは誠にむづかしい御注文だと思ひます。政府委員といひましてはできるだけ一般の問題としてお答えするはうが適当だと思ひますので、さうな趣旨で御聞きとを願ひたいと思ひます。

○小笠原三男君 了解。

○政府委員(小野政務次官) 只今お話がございましたように、日本の官僚制度は種々なる歴史的な過程を経て今日に至つておるのでございしますが、太平洋戦争の時期を一つの契機として、大きな展開をいたすに至つたといふことは御了解願へるかと思ひます。勿論数十年に亘る官僚制度自体につきましてはその制度そのもの、或いはその運営についての批判が多に行はるべき要素が含まれておるといふわけではございせん。特に新憲法の制定に伴ひまして新たな公務員制度を樹立して行くといふことに相成りました今日、而もこの制度が樹立されまして数力年の日子を経て参つておるのでございしますが、併しながらこれに對し批判の立場から申しますと必ずしも十分に運営されておらない点があつたかと思ふのであります。特に地方公務員法自体が小笠原さんのお立場から申さるるならば、或いは封建的な要素が多分にある、その根柢となつておるもの諸法令を見ましてもその何が多分にあるわけでありまして、地方自治制度を確立して行きます場合において、何と申しまして地方公務員制度の民主化と申しますか、新しい構想の下にこれを再建して行くといふことは私は必要であらうと思ふのであります。種々なる功罪につきましての御批判はおありにならうかと思ふのであります。新らしく樹立されまして以来の公務員諸君のセンスなり或いは考へ方といふものはよほど變つて来ておるものと私の体感上認識ができると思ふのでございまして、この点については皆様方の御批判によつて一層よい公務員制度が打ち立てられ、且つ運営されることを私も望んでおりますし、及ばずながら御協力をいたしておるような次第でございします。

○小笠原三男君 これは確かに私言過ぎでありまして、言ひづらいことを強要した嫌ひがありますから、只今の御答弁で了解いたしますが、民間出身の岡野大臣には第一問についてはよく把握せられる点があると思ひますから、マ書簡で言われるいわゆる戦争中伝統的な日本の宿弊である官僚制度なるものはどういふ点が宿弊であつたのであるか、この点明確に御答願ひたい。このことが根柢となつて国家公務員法なり、地方公務員法なりが立案せられ実施せられるという建前でありまして、基本的な問題として伺ひして置きたい。

○岡野大臣(岡野清素君) お説につきまして、実はここで答弁申上げたのであります。マ書簡の本當の精神からこの地方公務員との繋がり又官僚制度の問題といふことになりました、大分問題が大きくなりましたが、併し私はマ書簡そのものによりまして、今現に実行されておりますところの国家公務員法がそのまま幾らか変更されましたけれども、これは現実の法律の基礎でございますから、その点におきまして、私は先ず国家公務員法といふものを現行の民主的にきめた法律によつてそれが改正されていなくて、それがそのまま実行されておるといふ現実をとらえて、その現実を大體歩調を合はせておられますから、お説のようないろいろの御議論は私も同様の点もありまして、今後いろいろ展開して参ります

趨勢に、即ち国家公務員の改正並びに地方公務員の改正というような場合に、小笠原さんの御理想並びに御抱負というふうなものがだん／＼と実現して来ることだろうと考えまして、現実の段階におきましては国家公務員法というものを中心とし、それを建前にして、それに準じて地方公務員法を作つて行く、こういうふうな考えておられます、その点においてマ書簡の解釈の仕方をお断下さい。

○小笠原二三男君 それは私の御質問申上げてゐること、先の話をお伺いしたわけなんです、物差になる旧官僚制度の欠点というものが指摘される場合に、その欠点が又これに再現するであろうか否かということをお断下さい。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと、今衆議院で本会議が始まつておりまして、地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案が上程されております。それで採決になるので、今至急岡野国務大臣の出席を要望して来ておりますから、この際休憩にいたしました、御質問は再開後に願ひたい。如何でしょう。

○小笠原二三男君 では同じ国会議員ですから、私たちも採決に臨む場合は今後休憩してやつて頂くようにお願いいたします。特に衆議院は絶対多数であつてお一人、二人は行かなくて……。

○委員長(岡本愛祐君) 採決ではなく、その前に質疑があつて、大臣に質疑があるかも知れんということであり、その言つたことは違ひ、(そういつから

むな)と呼ぶ者あり)……了解いたしました。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれで休憩いたします。七時から再開いたします。

午後五時四十八分休憩
午後七時二十二分開会
○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き、委員会を開会いたします。

御質問をお願いいたします。

○小笠原二三男君 大臣もお見えになりませんから保留して置きます。次に進行願ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 第七條を説明願ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 第七條は人事委員会又は公平委員会の設置に関する規定でございます。第一項は都道府県と五大市並びに特別市、これは特別市はまだできておりませんのですが、これらの地方団体におきましては職員数も非常に多くございまして、ここにこそ本法の目的でございまして、新しい公務員制度を確立する必要があるというふうに認められますので、都道府県、五大市、特別市におきましては必置機関として條例で人事委員会を作るといふことにいたしましたわけでございます。二項は五大市以外の市に関する規定でございます、これらの市の中には相当大きな市も、又人口三万そこそこという市もあるわけでございます、そういうところについては人事委員会を強制的に置かせるということも如何かと思われましますので、これらの市については人事委員会を單獨で置くか、或いは他の市と共同して設置するか、又は他の公共団体の人事委員

員会、例えば都道府県の人事委員会等に委託してその事務を処理させるか、そのいずれをとるかはその市に自主的な判断に任せるというふうにいたしましたわけでありまして、第三項は二項によりまして、人事委員会を置いたり、或いは他の地方団体の人事委員会にその事務を処理させることをいいたくない地方団体、即ち具体的には五大市以外の市の或るものと、それからすべての町村、これにつきましては人事委員会を置かないということに相成りますので、人事委員会を置かない地方団体におきましてはこれに代る機関といつたことを目的といたしまして、準司法的な権能を行います公平委員会を必置機関として置かなければならぬといふことにいたしましたわけでございます。この場合におきまして、公平委員会の設置の方法は、人事委員会の設置の方法と歩調を合せて、單獨設置、共同設置或いは事務の委託処理、この三つの方法のいずれによるも差支えがないといふことの便法を開いておるわけでありまして、

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ございせんか。

○小笠原二三男君 爾今説明を求められた場合に限つてその條章の説明をするといふことにいたしました、進行するようにお取扱い願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたします。只今小笠原君から動議が出ましたが、各委員から説明を要求せられたもの以外は説明をしないで進行したいという動議が出ましたが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) そういうふうにいいたします。

○小笠原二三男君 七條についてどうしてこれを必置としたか、これが第一点。次に公述人のお話にもあつたのであるが、関係当事者並びに第三者の民主的な構成による機関と何故しなかつたのか。第三点としてすべての市或いは町村になぜ人事委員会を置くことにしなかつたのか。簡単に御答へ願ひます。

○政府委員(藤井貞夫君) 人事委員会を都道府県、五大都市において必置といたしました理由は、これらの地方団体は、奈良県のような小さいところでも、その団体の機関の任命権者が任命いたしましたものは六千人の多きに及んでおりますので、そういうふうな都道府県、五大都市にこれを必置機関としたほうがよいと、かように考えたわけでありまして、それから第二点のお尋ねは、第三者の……どういふことか。

○小笠原二三男君 使用者、雇傭者、民間の第三者という意味であります。

○政府委員(藤井貞夫君) これは今御指摘のような地方労働委員会等と同じような方式の構成をとることも一つの方式であります、民間私企業におきまする使用者と労働者との間の関係と異なりまします、そのような利益代表の方式の第三者を加えて裁定するといふ方式が不適当ではないと、かように考えたのでございまして、それからすべての市町村に人事委員会をなぜ置くようにしないかという趣旨のお尋ねのようでございますが、これはそういうふうにいいたしますことも一つの行き方ではあります、職階制その他あまり

に面倒でありますものを小さな町村にまで及ぼしますことは適當でないと考えましたので、公平機能だけはこの合理的に行うようにしようといふので、公平委員会はすべて必置にしたわけでありまして、人事委員会はすべてそうするのには少し行き過ぎであるといふように考えたのであります。

○小笠原二三男君 第四点として、なぜ市に人事委員会を置くとしなかつたのか、お尋ねいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 市は相當程度の職員はいることはあるものであります、大体一つの理想を持つて人事委員会並びにこの人事制度を運用いたしますのには職員数がおおむね千人程度人口二十万程度の市を基準にいたしました、それ以上のものを考えるのが差當つて適當であらうといふふうに考えたので、それ以下の市等につきましてはその実情に依じて適宜決定せしめたいといふような考え方から市全体としては任意にいたしました次第であります。

○相馬治君 次に第八條に行つて八條の第一項の第七号をちよつと説明してもらひたい。

○委員長(岡本愛祐君) 第八條に移ります。それでは第一項第七号の説明をお願いいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 一項の七号の規定であります、これは職員の給与といふものはそれ／＼條例で以て支給されることに相成るわけでありまして、又支給の細目に関しては條例の規定に基づきまして、或いは人事委員会が定めたりすることがそれ／＼多くなつて参るのであります。この法律乃至これに基づく條例、今申上げまし

た給與條例等が職員に給與の基本的な規定になつてゐるものでありますが、職員の給與がすべてこれらの規定に適合して行われるかどうかといふことは、職員の利益を保障いたしますと言います。職員の給與が適正に行われ、これを必要でございまして、これを必要とする。或いは給與の支拂いが正當に行れておるかどうかが、これを適正ならしめるための監督措置といふものであります。委員会の権限に属せしめたのであります。この監督の具体的な例をあげれば申上げて見ますと、給與と連帯するものがある。この制度が実施され、その給與に關して果してそれが人事委員会等で定めらるべき規定に従つて適正に記載されておるか、或いは運用されておるかといふようなことにつきまして、給與の検査をいたす。或いはその検査に従ひまして若し誤り等の点がございましたらば、これに關する是正の措置を講ずる等がこの第七号において規定をいたしております趣旨でございます。

○小笠原三男君 この第八條において、規定を人事委員会が作る。この規定は、その人事委員会の権限に属する事務と、その自治体の長、或いは議会の連絡手続に關する規定といふものはどちらのほうで作るのでしょうか。これが第一点。第二点として、人事委員会が一定の権限を行使することについて、議決をしなければならぬといふようなことがあると思ひますが、何ら議決するまいか不明になつておつて明文化されておらないのです。これはやはり議決を要するものと了解してよろしいか。次に第三点として後に出て来る申合せを誠実に履行しなければならぬのであります。履行されなければならぬ、或いはその他の紛争が生じた場合に人事委員会がこれを裁く規定が明記されておらないのです。どなたかの御質問に對して鈴木政府委員は、そういう必要な関係をもつた場合あり得るといふようなことを言つたように聞いたのであります。次の十一号までのどの号を適用して、そういう場合の措置をとるのであるか、明確にして頂きたい。

○政府委員（鈴木俊一君） 人事委員会と地方団体の長との関係でございますが、これに關しましては長との間におきましては、長は御承知のように條例の提案権を持つております。それから予算の編成権を持つております。そういう関係においては人事委員会が何らかの地方公務員法案の中で條例を以て規定すべき事項になつております。ことに、條例で規定してまいりたいといふ場合におきまして直接議會にありまします。長に對しては條例の草案を送付しまして、そしてこれを一つ提案してまいりたいといふことを要求し、長は又自己の権限に基きまして、これに必要があれば調整を加えて議會に提案するといふような関係が一つあるわけでございます。それから更に予算の關係に關しましては、これは編成権、提案権が長に專屬いたしております。それから、例へば給與に關する問題になつて参りますれば、やはり長に對する勸告をいたしまして、長がそれを予算の上に乘せて行く、こういう關係になつておるのでございます。その他の人事委員会が自己の権限に基いてやりますることにつきましては、何ら長と關係なく、獨立機關としてこれを處理して行くことになるわけでありまして、それから第二点は、人事委員会がここに書いてあります事務を處理する場合、十一條の方式により議決を必ず必要とするか、こういうお尋ねでございますか。

○小笠原三男君 そうです。

○政府委員（鈴木俊一君） ここに書いてありますのは、この十一條にございまして方式によつて人事委員会は當然議決してやらなければならぬ。こういう建前でありまして、單獨の委員長なり、なんなりが處理する本來的の権限はここにはないわけでありまして、それから、それから職員団体と地方公共団体の當局の間に意思の合致がございましたらば、それを長が履行しないといふようなときにはどうするかといふことにつきます。先ほど原委員に對してお尋ねを申上げましたのですが、それは今の第八條で申しますと第九條であります。九頁の終から五行目とこの「職員の給與、勤務時間その他勤務條件に關する措置の要求を審査し、及び必要な措置を執ること。」これの根拠になつております。條文は四十六條、四十七條、四十八條であります。この四十六條、四十七條、四十八條を條文を讀んで第八條の九号にこういう規定を置いておるわけでございます。そして、履行しないような場合におきまして、職員団体が四十六條以下の規定で人事委員会に審査請求をする、こういうことになるわけです。

○小笠原三男君 必要な措置といふものの中にはどういふ意味が含まれるのかお伺いします。

○政府委員（鈴木俊一君） 必要な措置は第四十七條にあるわけでございますが、例へば給與の問題で申しますと、若し給與條例で人事委員会みずからやるべきものとして委任される事項として予想されるものがある。あるいは昇給の基準に關する細目を決定をいたしたたり、或いは勤務を決定をいたしたる給與の減額規定といふようなものを、給與條例に基いて人事委員会規則に委任をするといふようなことがあつたと予想いたしますと、これらの権限は人事委員会に屬するわけでございます。それから、若し措置の要求の審査をいたしました結果、おのずから、例へば勤務しない場合の給與の減額措置等について何らかの改むべきことがあつたならば、その権限に屬するものといふたしまして、その結果に基いて改正措置を講ずるといふようなことが、その権限に屬する事項についてみずから実行するといふような場合の規定でございます。それから、その他の事項に關しましては、それが當該事項に關し権限を有する地方団体の機關に對して必要な勸告をするといふことでございまして、例へば給與ベースの引上げについて職員から申立てがあつた、適當な措置の要求があつた、いろいろ審査したあげく、やはり諸種の観点から見て給與引上げが適當であるといふような結論が出た場合には、例へば地方公共団体の長に對して、これについての所要の引上げの勸告、即ち給與條例の増額の規定を議會に提出することが望ましいといふような勸告をすることがここに入つて参るわけでありまして、

○小笠原三男君 そうしますと、執行機關が與えられておる権限内において、その意見が合致したにもかかわらず紛争が起つた、こういう場合には人事委員会或いは公平委員会、これがそれについて或る意見を勸告することが出来る、こう了解していいのですか。

○政府委員（鈴木俊一君） その通りでございます。

○小笠原三男君 それからもう一つお伺いしますが、四十六條、四十七條、四十八條を適用するんだといふのですが、ここには「職員」とあつて、職員団体とは四十六條にはないのであります。そうして而も第八條において九号にも又そういうふうにあつて、職員団体といふふうにはないのですが、これは原案よりも解釈が職員団体にまで適用されるというふうに拡大したのであるか。

○政府委員（鈴木俊一君） 御指摘のように職員団体としてはこの四十六條、四十七條、四十八條の規定を適用するわけには参らないのでございまして、職員団体を構成してあります職

員の立場においてこれらの條文により
まする審査の請求ができるわけでは
ないから、職員団体と当局との間
の申合せの履行についてこの規定を用
いることができる、こういうわけ
でございます。

○小笠原三三男 そうですと、こ
の場合には職員団体としてこういう措置
について何とかしてくれ、こういう要
求ができる、そのまゝ事実として了解
していいのですか、誰か個人名を以て
代表しなければそういうことはできな
いということですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは職員
の全員の代表である職員がそういうこ
とをやるといふことも結構でありま
す、個々の職員が一人々々やるこ
とでも結構であります、それはこ
の四十八條におきまして「前二條の規
定による要求及び審査の手続並びに審
査の結果執るべき措置に關し必要な事
項は、人事委員会規則又は公平委員
規則で定めなければならない」とい
うことになつております。その規則で
適当に定めることになつております。

○小笠原三三男 そうですと、な
ぜそれを明文化して、申合せの不履行に
つき職員団体が、やわらかい言葉で言
えば不満がある場合には人事委員会或
いは公平委員会に適當なる措置がとら
るべきことを要求することができると
いうふうな明文化しなかつたのです
か。

○政府委員(鈴木俊一君) そういう
うにいわゆる団体協約、従つてそうい
う協約事項が履行せられなかつた場合
におきましては、これは地労委に持出
して調停なり更に仲裁に進む、こうい
うような方式は労働法の体系でござい

まするが、これはやはり公務員の性格
からして協約自体のそういう形におけ
る履行を迫るという方式はやはり適當
でないというふうな考へておるのでご
ざいます、要するに職員団体であり
まじようと、これに入つておりません
個人の職員でありまじようと、同じ立
場において勤務條件に關する措置の要
求ができる、こういう考へ方で、この
一つの規定で両方を同じようにいたし
ておるわけでありま。

○小笠原三三男 私は仮定の上に立
つて以上質問申し上げておるので、我々
の意見である団体協約或いは団体交
渉、その契約の不履行、こういうよう
な民法上のそれらまでひつくるめて言
つておるのではなから、政府案に副つ
て聞いておる。申合せと言つて協約
と言つて、民法上の拘束も受けるな
い、そういう人事委員会なり公平委員
会なりが適正な判断を下してその結論
を当事者に勧告するといふことは何ら
職員の場合と変らない、同様のことを
私は言つておるのです。それを「職員」
とのみして職員団体としない点が、只
今言つたように団体協約或いは民法上
の契約不履行の告発ができるというふ
うに誤解されるようにお考へになつて
おられるようですが、そういう意味で
なく私に申し上げておるのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) いや、そ
ういふふうには誤解をしたわけではご
ざいませんが、要するに職員団体と当局
との間の意思の合致があらました場合
に、その履行をいたします方式とし
て現在の労働法の体系のような形で
調停、仲裁に持つて行く、こういうよ
うな方式があるわけではございませ
うが、そういう労働法の方式を、この全

体の住民の奉仕者である地方公務員と
いう性格からこれをとりまますことは
適當でないというふうな考へまして、
そういう方式はとらなかつたわけであ
ります。併しながら別個に勤務條件に
關する措置の要求という一つの方式を
つて参りまして、この方式におきま
しては單に職員団体にだけそういう要
求の権利を認めることではなくて、職員
に対してこれを認める、又この勤務
條件に關する措置の要求としては、特
に団体なるが故に認めるということ
ではなくて、要するに地方公共団体に勤
務しておる職員でございませうから、そ
の職員が自己の勤務條件に關して不平
不満がある場合には、それを公正
なる人事委員会において審査をして決
定をせしめらう、こういう意味のもの
でございまして、特に職員団体につ
いてだけの規定ではない。又職員団体
であることを要件とするものではあり
ません、そこでここでは單に職員と
言つておるわけではございませうが、結
果におきましては、職員団体に対して
も、先ほど来申し上げますように、こ
の規定が實質的に適用になる、こうい
う意味であります。

○小笠原三三男 鈴木政府委員
の意見を前提として私は聞いておる。
他に職員団体の構成その他をきめて、
そうして或る利益を守つてやうとして
おられるが、ただ單に鈴木政府委員
の言うような意味合における措置をす
るにしても、それを四十六條において
職員、又は職員団体と両方に適用され
るようにすることをしないで、職員と
いうものを解釈のしようで団体もやれ
るのだというふうなことにしたこと
が、私にはわからんと言ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) ことを職員
団体というふうな頭からいたしまし
て、そして今の履行がせられなかつ
た場合において、これを人事委員会に
提訴するといふような形をとりま
すといふと、やはりこれは今の労働法の
体系と同じような体系になりまして、
そういうような方式はやはり公務員の
性格からして適當でない、こういう
うに考へたのであります。

○小笠原三三男 どうもそう言われ
るとまず「こ」だわるのですが、鈴
木政府委員こそ提訴などと労働法語を
用いるからこがらがつて来るので、
私の言うのは、職員団体が適當な措置
がとらるべきことを要求することがで
きると、なぜ言われないのかと言ひ
ます。

○政府委員(鈴木俊一君) どうも、私
が申し上げておることは、小笠原
委員は今の団体交渉……団体交渉と申
しますのは私の失言であります、当局
と職員団体の間の交渉に關する五十五
條の規定と、四十六條乃至四十八條の
規定とを直接に結び付けてお考へにな
りますので、そういうふうな御疑問
が生ずるのでございませうが、これは
ここにもございませうように、こちら
の第八節の福祉及び利益の保護の中
の一項として四十六條乃至四十八條の規
定があるわけではございませうが、今
の交渉の規定は第九節の職員団体に關
する規定として別に設けておるのでご
ざいます。職員団体の、今の、当局との
間の申合せの履行の方式としての、
この四十六條乃至四十八條を規定いた
すならば、おつしやるように、ここに
職員団体と書くのも意味があると思
ひますが、先ほどから申し上げておる

るように、職員団体という見地から規
定するのではなくて、要するに個々の
職員を押さえて、個々の職員に対し
てこういうような勤務條件に關する措
置の要求ができる。こういう権利を認
めておるわけではございませうので、そ
ういふ法の建前からここには職員団体
というのは入れないようになつておるわ
けであります。

○小笠原三三男 どうも……進
む氣になつたのですが、そういうあい
まいなことを言われるといふと、あな
たが一番最初に言つたことがめちやく
ちやになつてしまふ。それは法の形式
上あとにあらうが、前にあらうが、そ
れは鈴木政府委員の言うこともわか
りますけれども、實質上これを適用し
て、職員団体の紛争も扱えるのだとい
うことを御承認になつておられるので
す。そうだとするならば一万おる職員
の利益、勤務條件、給與に關すること
で申合せたことで紛争が起つた場合
に、その代表者が適當な措置をとるこ
とも要求することができるといふこと
で、だからその要求することができると
いふ、その程度だけの建前でも、な
ぜ職員並びに職員団体は、としなかつ
たかと聞いています。私は労働関
係その他のことを一切聞かない、例え
ば職員団体と入れないにしたら、こ
ろで、言葉では提訴になるか要求の措置
になるか、要求になるか、それはわか
らんですけれども、人事委員会に証
書類を持つて行つて、適當に何とか御
判断の上勧告できるものならば、私の
紛争を起した相手方に勧告して下さい
といふことが言えるのでしやう。言え
るのだとするならば、何もこだわる必
要はない、わざ／＼職員団体というの

を入れないで、法解釈それだけでこれを応用するということが私にはわからんというのです。

○政府委員(鈴木俊一君) その点はいろいろ申し上げましたが、私の申し上げたことは、今小笠原さんの言われたことと少しも違つた意味はないのであります。履行をいたします一つの手段として四十六條乃至四十七條の規定を使用できるということは、これは前にも申し上げましたし、只今もここで申し上げるわけでありまして、この規定が職員団体の場合に実質的に使えないこととは、又使えるつもりでありまして、どうしてここに職員として、職員団体と入れなかつたか、こういう仰せでございますから、法の建前としては今申し上げましたようなことになつておるといふことと、いま一つは職員団体というものを特にこの第九節に規定をいたしておきまして、その職員団体はどういうように書いてあるかと申しますれば、当局と交渉するための団体、こういう建前になつておるわけでありまして、その交渉をするための団体というところで、五十五條には更に交渉の具体的なことを書いておる、そうしてそれから後の問題につきましては、要するにこれを直ちに他の委員会に提訴するといふ形ではなく、職員団体に属しておるから特に有利であるという考え方はないわけでありまして、その点はこの第五十五條の第三項にございまして、職員が云々と書いてございまして、要するに職員団体に属しておる職員であつても、或いはそうでなくても皆一様に取扱つて行かうという建前から、この四十六條におきましては、ひとしく職員といふことで押

えておるのでございます。職員というのは、要するに職員団体を作つておりますならばその職員でございするから、特に職員団体と規定いたしませんでも同じ結果になるわけでありまして、○小笠原二三男君 そういうことを言いますと何か職員団体として交渉し、申合せをし、紛争が起れば提訴する……、政府側の方が一貫してさういふふうな考へて労働体系にはめてはいかん、はめてはいかん、別だ、といふことで、意識的にただ單に自分の気持を静めるためにさういふふうにしたのではないかといふ邪推すら起るもので、なぜあつたかといふと認め、職員団体にも認めることが悪いのか、私にはさつぱりわからん。これは意見になりましてからあつた差控えですが、さういふところにこの法案の意図するものが奈辺にあるかといふことが窺われ、誠に遺憾であるといふことを申し上げざるを得ないのであります。終ります。

○委員長(岡本愛助君) 第八條までに対してはかき御質問ございせんか……、では第九條に移ります。

○相馬助治君 第九條について二つ質問いたします。第一点は、これと丁度見合ふような意味で、国家公務員法の第七條第二項に、人事官の退官後の任用の制限規定がございする。それと同じようなものを人事委員会並びに公平委員会、特に人事委員会の委員に必要としないかと考へられた理由は何であるかといふことを先ず伺いたい。第二点は、人事委員会又は公平委員会の委員を地方公共団体の長が選任する、こ

うありますけれども、それはその委員の性格上、私は甚だ不当であると思ふのです。なぜならば任命権者と職員

との間の公平を図る委員会の委員といふものが、一方的に任命権者の隷屬機関となる虞れがあつて、これは地方公務員の保護機関としての存在価値が失われるのではないかと、さう思ふのであります。政府側の見解は如何であるか、この二点を御質問いたします。

○政府委員(岡本愛助君) 退官後、一年間の就職制限につきまして、国の人事官の場合については規定を設けておるのであります。地方の場合においてはこれを設けませんでしたのは、第一にこの法律におきましてはあまり細目に互ひする規定は成るべく書かない、その具体的な実施は地方団体に任して行くといふような建前から、国の場合に規定をいたしておりますものについて、あえてこれを規定しておらないといふようなものもあるわけでございます。この條項もその一つであるわけでありまして、更に第二の点といたしましては、各種の地方における機関もございするわけでありまして、その機関につきましてそのようない退官後に互る制限等をやつておるといふような規定もございせんので、その調子を合せてというのが第二の理由であります。更に第三の理由は、ここに人事委員会の委員の資格要件として、大分むづかしいことを書いておるわけでございますが、このような條項に当ります人物が実際に得られるようにそれ、期待をされるわけでございます。そのような立派な人がたくさんおるとは限りません。従いまして、さういふ人事委員の資格要件につきましては、制限規定を成るべくあまりやか

ましくしないといふ配慮をいたしますことが、却つて人事委員会の委員といたしまして、適当な人物を得られるゆえんではあるまいかといふふうに考へた次第でございます。

○相馬助治君 第一点は了解、次の第二点ですがね。公共団体の長が一方的に任命すれば隷屬機関になつてしまふのじやないかといふことです。

○政府委員(岡本愛助君) 第二の点でございますが、これは長が任命はいたしますけれども、その條件をい

たしまして議会の同意を得るといふことに相成つております。これは少し理窟めきますが、国の場合と違ひまして、国はいわゆる議院内閣制という制度をとつておりますが、地方におきましては長も、議会も、それ、の公選によつて選任されます機関でございまして、従いまして長が議会の同意を得て、広く一般住民の総意に基いて出

て参りました議員を以て構成されます議会の同意を得て選任をするといふことに相成るのであります。さうして、国の場合のように弊害も少いと思ひます。又事実、議会の同意を得ることによつて適正な運営が図られて参るといふように期待いたすわけであり

○相馬助治君 その第二の問題についての答えを承認するといはします。その答へは、私はこの三人委員会といふものの中の一は少くとも地方公務員それ自体の中から選ばれた者を入れるべきではないかと、さう考へるのですが、このことが次に来る項目の十二項の常勤、又は非常勤とありますから、この方面から見て、さうも差支えない。従つて一方的に地方公共団体の長が選任す

る弊を除くためにも、是非ともその中の一人はさつき言つたようなものを入れるべきではないかと思ふが、その辺についての見解を特に次長から一つ。(笑聲)

○政府委員(鈴木俊一君) 只今御説明申上げましたような任命方式で任命をいたすわけでございますが、その際に第九條の第二項にございするやうに、「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に關し識見を有する者」この條項に若しお話の人が該当いたしますならば、これは長が議会の同意を得て任命する資格があるわけでございます。若し理解のある長でございまして、さういふ人を選ぶことであるかと考へております。

○相馬助治君 その場合に地方公務員の身分を保有してゐてよろしいかどうかといふことが一つ。

○政府委員(鈴木俊一君) それは第九項に「委員は、他の地方公務員の職を兼ねることができない」とさう書いてござい

○相馬助治君 さういふことは百も承知で聞いておるのです。さういふふうな規定があるから現実的にはその理解のある首長がいても現実的に任命したときは、すでに公務員でないわけですから、そこに問題があるので、私は折角規定を設けてその中の一人は地方公務員それ自体の中から出すのが至当ではないかと、さう言つておるのですが、これについてもう一度見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほどお答え申上げましたように、この人事委員会はやはり人事行政に關する專業の機関で

から、少くともこの審査の基準その他については或いはその手続等については規則によらず、條例を以て住民の批判に待つたものに則つてやつて行くと

いて、公選による国若しくは都道府の公職の候補者となつた者は、人事規則の定めるところにより、人事官なることができない。」というふうになつてゐる。

それからこの同一の政党に属する申しますか、政黨員である者を、そもそも委員に認めるのは怪しからんでないかというふうなお尋ねでございます。

いのじやないかという意見があつた

らば、その意見に対して反対の立論をして下さいという質問なんです。

○政府委員(鈴木俊一君) 御尤もな御反問であります。国家公務員法の第五條にございますように、御指摘のような任命の日前五年間も政務の役員となつていて、今日役員でない者も入つて来ることは適當でないということ、は全くその通りでございます。そのようなくとも任命の際に考慮すべきであらうと存じますけれども、この点までは法律上の積極的な要件として、或いは消極的な要件として書き上げて行きますことはあまりにも強く當つて参りますので、この点は特に書き上げる必要はないと、かように考えたのであります。

○小笠原二三男君 それならもう質問はしません。これは必ず地方の公務員制度に対して障害を與える根拠になる。二人あつてはいかんのですから、二人出る場合は、一人が離党すればよろしいのです。その期間中離党すればいい。だから或る一党の者が三人なら三人も出る。そして形式上は離党するのである。そして実質上は知事なり町長なり村長なりの選挙があるなら、選挙に非常運動して、功勞があつた者をいれようというものを入れる。これは各県知事選挙その他において功勞のあつた者を出納長にし、或いは副知事にし、或いはさきほどの行政委員会の委員にしたという例は幾多あるのですから、実質はそういうものである。ただ形式上離党しておればいいというふうな問題が必ず起つて来るという意見を申し上げて打ち切ります。

○中田吉雄君 なおそれに関連しまして、そういうふうに人事委員会の委員

につきましては、非常に寛大な政治活動の自由を與えたようなことになるんだから、そして地方公務員に対して殆んど禁止的な適用をやる。これは非常に私は首尾一貫してないと思ふんです。やはり私はこの国家公務員の人事院の規則にふさわしい、これと殆んど同じような規定をこの條項には規定すべきだと思ふ。そういうふうなこの人事院の採用について影響を及ぼすところ、この人事委員会の委員については、過去にどのような政治活動をやつたかの幹部であるが、そういうものに対しては制限を設けない。自由で非常に寛大な措置をやつてある。ところが地方公務員に対しては非常に峻厳な方法をとり、というのは、そういう点で首尾一貫してないと思ふんですが、ね、これは。

○政府委員(鈴木俊一君) いろいろ御意見でございしますが、人事委員につきましても、職務に関する地方公務員全体に適用される規定を全部準用いたしております。九條の第一項、第三章第六節の規定が、委員の職務に準用する。これは政治的行為の規律を初め、皆準用しております。その他試験につきましても公正にやらなければならぬとか、不利益取扱の禁止とか、役所におきまして、委員の職務を公正に行うように規定をいたしております。それによつて、いやしくも、人事委員になりましたものは、その政務所と関係がどうありましようとも、公正にやるといふのが当然の建前でありまう。それが若し行われまうとせんければ、これは弾劾その他の方法によつて行く、結局は先ほど小笠原さんの言われましたようなことは、その地方

の住民の良識の水準を示すことになるわけでございます。これはこれだけの問題ではない、全体のやはり外の行政委員についても同じような問題がございまして、これは何とせんとも全体的問題として考へて行かなければならぬと思つております。

○小笠原二三男君 その論理を推進するならば、なぜ政治活動を制限するか、国民の批判に任せるということとは最も民主的とも言いたくなる、だからあまりしやべらないで進みなさい。(賛成「進行」を呼ぶ者あり)

○委員(岡本義祐君) 十條ございせんか。それじゃ十一條。高橋君。

○高橋達太郎君 十一條にこの委員は二人以上出席しなければ會議を開くことができないと、ありまして、その二項に、出席委員の過半数で決するとなつておりますが、二人出席して過半数ということになるのはどういふことになるんですか。(この規定はおかしいんだと呼ぶ者あり)

○政府委員(藤井貞夫君) 二人出席いたした場合は、出席委員の過半数というの二人であります。

○相馬助治君 これは私は非常に判断に苦しんでいて自信がないんだが、当然これは理論的に言へば、たつた三人の、三人委員会なんだから三人出ると、こう書くべきが至当だろうと思ふのです。併し二人と書いて置くのは、全員出るといふことにして置くという、始終流儀があるだろうと、こういう意味かと思ふんですが、ただそれだけの理由ですか。

○政府委員(藤井貞夫君) これは相當の事務内容も豊富でありますし、始終業務もございしますので、これが三人

全員出席しなければ議事が開けないというところは、流儀になつて事務の差支えがあるという趣旨であります。

○相馬助治君 従つて私が言いたいことは、事次第によつては、全員の議決を待たなければならぬというふうな規定を設ける必要はないんですかね。

○政府委員(藤井貞夫君) 事の次第というところであります。

○相馬助治君 ちよつと待つて下さい。事の次第というのは、この人事委員会の規則をきめるときか、或いは重大なる、職員組合と当時のトラブルの最終的審査をするとか、こういう場合です。

○政府委員(藤井貞夫君) その点でございしますが、第十一條の一項は、委員二人以上が出席しなければ會議を開くことができないというふうになつておりました。二人以上が出なければいかんと、最低限度のこれは保障であります。従つて今相馬さんの言われたことは、第四項の議事規則ということでは、極めて参れば適當な措置が講ぜられるのではないかと思います。

○小笠原二三男君 それでもどうもおかしい。二人出て、そして専門家の事務局長がそこに出席を要するわけですから、そうすると人間ですからこれは我々教育委員会等で見ている例なんです。事務局長がどういふ言ひの線に賛成するものと反対するものとが出て来る。而もそれは自分たちは委員である、お前は局長であるちよつと下に、おれというのではなくて、対等に自由に発言するんです。たつた三人で、そうなるという、これは結局どつちのものかどつちかの意見に、まあまあそんならということになつてしまふ

場合が多いんです。そういう可能成が……で最低限度二人という団体は非常に民主的だ、三人でやるといふことを原則にし、二人を特例にするというほうが正しいと、私はそういうふうな考へるのであります。まあこれも意見聞いても駄目ですから終ります。

○石川清一君 これは初めてこういうのを見るんですが、アメリカかどつちからか習つて来たんですか、日本にこういうのがあるんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 三人のところを、會議の定足数を二人といたしますことは、これはまあ會議の原則から申しますれば、理論的にはかようになると思ふのでございしますが、アメリカの人事委員会等は三人制或いは五人制のところが多いようございしますが、三人制のところでは全員制をとつておつたような経験もあるようでございしますけれども、やはり先ほど来御指摘のありましたように、三人制にいたしますと、どうも不便が多く、人事委員会では処理いたします仕事のすべてが重要なものではないわけではございまして、そういうふうな一般原則をいたしましては、やはり二人でもよろしい、結局二人の意思が合致すれば三人出しておりましたときでも議決できるわけでございますから、そこでまあそういうふうな考へて、このような制度の案をとつたわけでございます。

○中田吉雄君 十一條の三項について人事委員会又は公平委員会の議事は、議事録として記録して置かなくてはならないという問題なんです。が、人事委員会の決議というものは、属するところの公務員の進退その他昇給等について、非常に重大な関係があるわけ

ですが、その議事録というものは速記者を置いて地方議会議事録をやるような厳密な形の議事録を意味するものですか。或いはサマライズした要約のようなものを以ての議事録ですか、その辺のところを一つ。これは或る地方の教育委員会にもこのような規定があつて、問題になつたことがあるんですが、この点についての御見解を。

○政府委員(藤井貞夫君) この議事録は地方によりましては非常に厳密にやる必要があるというふうな委員会の決定いたしました。今御指摘のありましたような、議事録においてやつておきますような、そういう方式によることは勿論支えがございませ

ん。又不利な処分を審査等重要な事項を処理いたします際には、そういう方式を特にとることが後の便宜のためでもありというふうな考えです。そこで議事録と言つておきますのは、そういうものはどういふものかというものでなければならぬというふうな趣意にはいたしておきませんので、その人事委員会の決定するところに任せまして、今のような非常に詳細な厳密なものを作るという方式もございませう、或いはこれを要約いたしました方式によつても差支えがないが、いずれも当該人事委員会の判断に任せよう、こういう趣意でございませう。

○小笠原三三男君 この点は希望であります。自治庁が協力或いは助言、指導をなされるようですが、これは明細なる議事録にするというふうな御指導願ひしたいと思います。私たちが只今実例として知つてゐるのですが、各種の委員会は丁度あの公報にあるような委員会経過の記録というふうな何々

については異議なきときまつたという程度のもので残して置かないのであります。従つてこういうことでは困るので、精細な議事録を作成するように御指導願ひしたいと希望いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員(岡本愛祐君) 十一條、ほかにもございませうか。十二條に移ります。

○高橋通太郎君 十三條に移ります。

○委員(岡本愛祐君) 十三條に移ります。

○高橋通太郎君 十三條に、この「社会的身分若しくは門地によつて」とありますが、昔のような華族制度でもありますが、これは門地があるが、これは今はどういうことが門地になるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは憲法の実施をここに持つて参つたわけでございます。華族制度がなくなりました。今は殆んど意味がないわけでありましたが、華族制度は廃止されましたけれども、その残滓が残ることは不適当であるというふうな意味でこの言葉を使つておるわけでありませう。

○委員(岡本愛祐君) 十四條に移ります。

○小笠原三三男君 この「情勢適応の原則」といふのは大要結構な近代的な立法趣旨ですが、情勢に適応しない場合には、人事委員会がそれに適応して措置をとらない場合にはどうなりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) この「情勢適応の原則」はここにございませう。地方公共団体は「臨時、適当な措置を講じなければならぬ」といふこととございまして、人事委員会だけを押さえておるだけではなく、長も、人事委員会もひつくるめまして、

要するに情勢の変化に適応して、勤務条件をこれに合致するように随時適当な措置を講ぜよ。こういうこととございませう。

○小笠原三三男君 人事委員会が勧告し、或いは調査を報告する、それらに基いてやるのでなければ、今後は執行機関も、議会も、積極的に、給與等について例をとるならば、自主的にこれは物価が上つたから上げてやれというふうなことはやらんのですか。基本的には人事委員会の発動がなければこれはうまくないわけでありませう。それで私は特に人事委員会がどういふことをするかというのを聞いておるのです。

○政府委員(鈴木俊一君) これは、十年に一回勧告するとか何とかというのを言つておるだけのことに終ると思ふので、それもいけません。そういう答えを聞いておるのではない。私は何か他から拘束され、義務付けられて当然そういう措置をとる、そういうことを実現しない場合に何らかの制裁規定があり、或いはそれが極端であるならばもつと大きな機関、中央その他にお願いする助言、指導を強力にされるのであるかどうか、こういう点をお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) これは、十四條の規定は地方公共団体に對しまして随時適当な措置を講ぜよというものを規定されておるわけでありませう。これらに拘束を受けるのは地方公共団体自体であります。従つてこれを特に制裁をするという規定はないわけとございまして、その意味では結局これは一つの道義的規定にすぎないと思ひます。

○小笠原三三男君 そうすると、道義的規定といふのは地方財政法における強制して寄附をしてはならないというあの意味の道義的規定ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方財政法にそういう規定が改正して入つておりますが、これは一つの別の問題でございませう。ここに書いてありますのは、要するに訓示的規定と申します。精神的規定と申します。地方公共団体に對してそういうことを法律で要求しておるわけとございまして、この措置を講じなかつた場合に然らばどうなるかと申しまして、これはそれの政治的の問題を起すといふことになるであらうと思ひます。ただ地方自治庁等におきまして例へば国家公務員についての給與ベースの改訂があつたといふような場合におきましては、技術的助言と申します。協力的助言と申します。か、そういうような意味におきましてそれ、地方に勧告をするようにいたしましたと思ひます。

○小笠原三三男君 何故この点しつこくお伺ひするかと申しますと、先ほど来職員団体その他の交渉或いは申合せ、それによる要求、この審査、勧告これらが非常にいいまいである。そして又財政的にも十分な裏付けをすることができないというふうな中央政府におけるやはり予算関係がある、こういう具体的な悪条件を持つておりながら、精神的な規定がここに掲げられておつて、それで地方公務員はいわゆる縛られながらも保護されるのだ、保障されるのだといふことはどうも納得が行かない。そこで論議しますと長いことになりませうから略しますが、この十三條、十四條という基本原則的なこの條章の実現方については有効に行われ

ることが必要ではないかというふうな考へるのですが、この点は如何ですか。

○政府委員(小野留吉君) 小笠原さんが御心配になつておられます。これらの基準的な規定が円満に運用されるところにございまして、地方公共団体自体の財政上の問題が伴うであらうといふことは私も思考する点であります。ただ地方財政の現状から言つて、必ずしも安全に軌道に乗つたとは言えない点もあらうかと思ひますけれども、この制度が実施されました将来の点を考へますと、一面地方財政運営の点から、だん／＼と軌道に乗つて参るといふことが期待されますし、又さういふことが期待されないと考へて、おりますので、只今お話になりました御心配の点につきましては、できるだけの将来の措置を併せて考へる必要があらう、かように考へておる次第であります。

○委員(岡本愛祐君) それでは十五條に入ります。

○相馬助治君 十五條に入ります。前に、ちよつと議事進行について……。

○委員(岡本愛祐君) 速記を止め

○委員(岡本愛祐君) 速記を止め

○委員(岡本愛祐君) それじや速記をつけて下さい。十五條御質問ございませうか。

○相馬助治君 十五條に「受験成績、勤務成績」その下に「その他の能力」と、こうありますが、その他の能力とは、具体的に何か、誰がきめるか、又その実証は、どのようにして行ふか、この三点。

○政府委員(藤井貞夫君) これは簡単に申上げますが、「簡単にいい」と呼

ぶ者あり例えれば運転手でありまされば、運転手の免許状を持つておるかどううか、というような事柄であります。

○何も持つていない者はどうなるんだ「そうじゃないだろう、これは『健康』健康であるとか勤勉であるとか」と呼ぶ者ありその点は実はそうではないのでありまして、二十條に競争試験の目的及び方法というのがございます。

○この競争試験におきましては、いろいろの方法でございましてその能力の検定をいたすわけでございしますが、その能力を検定いたします方法といたしまして、二十條に書いてございしますようないろいろの方法があるわけでありまして、これで能力を實際に判定するのであります。

○小笠原三男 国家公務員では、次官、局長といえども一応の試験を受けたのですが、地方公務員については、現在の部長長については、その地位にある者はそのままですか、受験させるのですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 地方公務員法の建前におきましては、国のように現在在任いたしております者を改めて試験をいたす建前をとつておりません。

○委員(岡本愛祐君) 十六條ありますせんか。十七條へ行きます。

○小笠原三男 十七條に昇任というところがありますが、国家公務員法七十二條ですかには、定期の勤務成績の評定というのがあります。地方公務員においては人事委員会の一般的な基準に任せてどうも昇進させるのであるかどうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 昇進をどうんさせるとかどううかということでございますが、これは結局ここに書いてございします昇任というのは、普通の場合には職階制が採用された場合に、或る同一職階の中の一／＼級別の重要性に基いて級別の基準ができて参ります。その下の基準から上の基準のところへ上るといふことでございます。

○小笠原三男 職階制のほうの昇任ですね。

○政府委員(藤井貞夫君) そうでございます。

○委員(岡本愛祐君) 十七條ありますせんか。十八條へ移ります。

○小笠原三男 これも国家公務員法四十六條との関連ですが、公開平等の原則というのとはどこが建前になつて出ておりますか、この公務員法のほうでは。

○政府委員(藤井貞夫君) これは十九條に「競争試験は、人事委員会の定める受験の資格を有するすべての国民に對し」とありまして、そこで公開平等の原則を謳つております。

○委員(岡本愛祐君) 十九條。○相馬助治君 第二項に極めてむづかしいことが書いてあるので、これはどうういふことか一つ教えて頂きたいのだが、客観的、画一的要件を要求するといふことですね。この具体的な内容は何か。

○政府委員(藤井貞夫君) 例えば警察職員を採用いたします場合に、身長は五尺三寸以上でなければならぬ、体重は十五貫以上でなければならぬ、そういうようなこともこれに当てはまるわけですね。

○相馬助治君 この十九條のみにかわつたことではないのですが、この際次官に一つ聞いて置きたいことは、ど

うも競争試験というものは、機械的に流れて、必ずしも人材を登用する結果になつていないかということ、幾多の实例でもうわかつておると思うですね。それをやはり一つの工夫もなく競争試験をやるといふことが第一点。それから今までの官俸とか、今までの公務員の既得権の保護に忠実な本法から見て、こんなもので地方公務員制度自体の民主化が可能であるかどうか、これについて簡単によろしいから見解を承わつて置きたい。

○政府委員(小野賢吉君) 先ず第一の競争試験の問題でございますが、これは今回の任用の制度が、能力の実証に基づくという点に鑑みまして、この制度は大體国家公務員の制度と相対して適当ではないかと、かように考へておるものであります。第二点の現職の職員の既得権の保護に急ではないか、こういう御懸念のようであります。併し公務員制度を運用することについて、不安定な状態に置きますことは、却つて地方行政の公正な運営に支障を来す虞れがある、かような考へをも持つべきではないか、と私は思つておる次第でございます。

○委員(岡本愛祐君) 二十條。○相馬助治君 二十條の條文を讀むにつけて、ここに思ひ出されますのは、先般行われた人事院の試験、あれほど天下の視線を集め、悪口を言われた事柄は少い。ところがこの二十條の規定を見ると、前に行われた人事院の試験を再現する可能性が極めて多いと思ふのですが、一体こんな條文で公正にして且つ実質的效果を挙げ得る自信を政府は持つておるのかどうか、見解を承わつて置きたい。(休職者に試験を語

らせればよいよと呼ぶ者あり)

○政府委員(鈴木俊一君) 非常にむづかしいお尋ねでございますが、ここで書いておりますことは、要するに職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定するといふ目的の下に、方法としては筆記試験を行うといふことが一つ、更に口頭試問と身体検査、人物性行、教育程度、経歴、適性、知能、技能、一般的知識、専門的知識、適応性の判定の方法、こういう方法と、そして又これらの方法を併せ用いる筆記試験と、こういうような判定の方法と、併用する三つの方法を考へておるのでございまして、それ／＼の試験は職種の事情によりましていづれかの試験を用いるといふことでございます。

これによつて所期の目的を達成し得るものと政府は考へております。

○相馬助治君 人事院においては上野陽一さんのような、いわゆる心理学では今日はやや骨董品の存在ではあるが、一応エキスパートであるといふ人を加えてやつておるのであるが、随分あつてやうな批判を受けておる。ところが極く小さな地方自治体において、こういう條文があつてもうまい工合に到底参らん、そこで地方自治監督指導の任に当たるところの自治庁において、具体的にこのことをやる場合において、指導を計画しておるかどううか、この点を先ず承わつて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 職員の採用につきましては、人事委員会を置いておる地方団体では、今申し上げましたような競争試験の方法を原則としておりますけれども、併し選考によるといふことは例外的に認めておるのであります。

○委員(岡本愛祐君) 人事委員会を置いていないところでは、競争試験でも、選考試験でもどちらでもよろしいと、こういうふうにして弾力性を持たしておりますが、この競争試験の方法につきましては、地方自治庁といたしましては、技術的な受験については、是非いたしたいと考えております。

○相馬助治君 了解。

○小笠原三男 競争試験によつて任用するといふことは、マ書簡の一つの柱である。私はいかんと申上げませんが、国家公務員が人事院で競争試験を受けるというのと、同様の試験を地方において行うのかどうか、国家公務員の現在行なつておるようなあつていふことでない方法で行うのかどうか、簡単に、具体的にいいですか。お伺いします。と申しますのは、若しこれが地方の自由である、或いは国は国である、こういうことは、これはおの／＼獨立しておるからいいという面もありますけれども、過去の高文試験というよりなことで同様に、片方は国家試験を受けた者、片方は地方の小さなインテリな試験を受けた者、同じような程度でも片方のほうは偉くて、片方のほうは偉くないんだということ、官僚、又これは失礼かもしれませんが、公務員制度に段階がついて来るというよりなことがないかどうかといふことが心配されますので、それをお伺いすると共に、もう一点非常に簡単ですが、鈴木政府委員は丸をつける試験を受けられた方と思ひますが、あれで大体よいとお考へになつておるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 国の試験と大体同じような方式の試験を地方にお

るわけであります。
○小笠原二三男君　これは現在さま
まな……まあはつきり申上げますと

教育委員会などで問題になつておる通りなのです。教育委員会には條例の提案権がない。従つて教育委員会が決定した條例は知事のところへこれを出して欲しいと、まあ頼むわけですね。ところが知事がこれを蹴るという場合がある。併し教育委員会は議會に対して隨時出席しております。又それはここにあるような意見を言える場合はあるのです。併し私第一点として聞きたいのは、議會に提出する前に知事或いは五大市長に蹴られた場合どうするか、又知事、五大市長が蹴つた職階制に関する條例案を提案したならばどうするか。この点について技術的な問題ですが、お伺いいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 専門的な人事行政機関でございする人事委員会が慎重な検討を経て意見を申出、或いは勧告をいたしました場合におきましては、長としてはその内容を取入れまして、條例案を提出するということが期待されるわけでございますが、若しその点について理解のない長が若し仮にございまして、これが委員会の勧告等を無視するというような場合におきましては、そういう場合がないことを期待いたしますけれども、若しそのようなことが不幸にしてございするやうな場合におきまして、人事委員会は別個に第八條の第一項第三号につきまして條例の制定改廃に関して、議會及び長といふことで、議會にもその意見を申出ること相成つておりますので、議會といたしましては、諸般の情勢を考慮いたしまして、長がこれを提出いたさない場合におきましては、議會が独自の判断で條例を制定すること

に相成ることが期待されると考へるのではありません。

○小笠原三男君 このことは非常に問題が起る点だと思つております。果て申しますと、實際の給與等について扱ふのは、人事委員会がございするやうな、県の人事課といふのがそのまゝ残されておる仕事をなさるのだからと思つておる。そうすると知事はさういふ自分の機關を持つておるのですから、職務の分類その他でも独自の考へを以て企画させ、常に人事委員会の勧告或いは意見と対照する、そして財政的な部面等も考へ、人員の節約等も考へて、いろいろなことをして、さうしてこの人事委員会と対立して條例を出すという場合がまた起る得るのじやないかと思つて。独自の議會がこれを決定することができると申しまして、今問題になつておることでございする。今問題には、國家公務員に關して人事院が政府、國會に勧告することが、未だ一度もその通り履行されたことはない。而かもこの給與体系その他においても、人事院が勧告しているにもかかわらず、政府のやはり機關が別個のものを作り國會に出している。これが丁度地方の議會における姿にもなるだらうということが當然予想されるのであります。そこでさういふことはないだらう、議會において意見を申し言へば公正な判断の下に條例を作つてくれるであらう、かういふ考へは、これは中らない点が多いのじやないか。國會のやうに二院制で、さうして參議院自由党のように公正な考へ方を持つお方々が多数あつてもなか／＼思つて行かないものが、一院制でもう絕對多数となつておるやうな果會、或

いは五大都市の議會等においては必ずね。論議無用になる点が多いんです。これが突進なんです。どうしてさういふ場合に、一般的に申上げる公務員のこゝした部分の保護が期待されるのか。もう少し具體的な構想について次長御答へ願ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 國の場合に比較いたしまして、御心配の点をお述べでございするが、地方におきましてもさういふ問題は起るであらうと存じます。長といたしましては人事委員会の技術的な専門的な立場に立ちますところの勧告と、又長自体にいたしましての財政上の問題、その他全体の振合ひの問題等からいたしまして、人事委員会の勧告をそのまま受取れないといふやうな事態が起るでございまして、さういふ場合には條例等につきまして、若干調整をいたしたものを議會に提案をするといふやうなことになるかと存じます。一方人事委員会はその専門的な技術的な意見を同時に議會にも提案をいたして勧告をすることになつておるから、議會におきましてこれは最終的にいづれが受入れられるかといふことがきまるわけでございます。これは丁度國會が最終的に御決定に相成るのと同じやうなことでございします。(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○小笠原三男君 最後に一点。議會が公正な判断をして、理論的にこれは正しい、又公務員にはかういふ給與体系を與えなくちゃならんと、思ひはいたしたけれども、知事のほうや或いは市長のほうから財源がございせん、従つてかく／＼なことをいたしたということを言われれば、それ以上のこと、いや、何から出せ、かにかから出せといふだけ強力にやり得ないのが地方の実態です。會において何千億といふ金がありながら今度の場合でも、たつた八億か九億の金さへあるならば、あの調整係率などというものは作らないで、さうしてやつて行けたものを、やはり財源的なことに藉口して、ああいう政府案が出た。まして地方においてはですね。理論はどれほどよくても財源がないといふことで振り切られるならば、知事のほうは権力的には強いのです、議會よりは……さういふ点は次長は全然おわかりにならないのでなくて、わかり過ぎておつても答弁されるのでありますから、私は念を押してもつと聞きたいといふ気持ちになつて来るのであります。真にさういふことが実現できるであらうとお考へなれば、小笠原委員、心配するなと、一言でよいから言つて下さい。

○政府委員(鈴木俊一君) これは結局においてその地方団体の住民、議會の、先ほど申した最終決定に待つより仕方がないと思ひます。

○相馬助治君 この辺で散会してはどうですか。(「賛成」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて下さい。

それではお諮りいたします。相馬委員より本日はこの程度で散会の動議が出まして、小笠原委員の賛成もございましたので、本日はこの程度で散会いたします。

午後九時十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
吉川 末次郎君
竹中 七郎君

委員 石村 幸作君
岩澤 忠恭君
高橋 進太郎君
安井 謙君
小笠原三男君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷 吉之助君
鈴木 直人君
石川 清一君

國務大臣 岡野 清豪君

政府委員 地方自治 小野 哲君
政務次官 鈴木 俊一君
地方自治庁次長 鈴木 俊一君
地方自治庁 藤井 貞夫君
公務員課長